

第4次  
京田辺市  
総合計画  
中期まちづくりプラン





京田辺市長

上村 実

本市では、令和2年（2020年）3月に、目指す都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向けて、これまで進めてきたまちづくりを継承し、さらに深化させるため、新たなまちづくりの指針となる第4次京田辺市総合計画「基本構想」及び「前期まちづくりプラン」を策定しました。

その後、国内で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の停滞やデジタル・トランスフォーメーションの進展など、本市をとりまく環境は大きく変化しています。

このたび策定しました第4次京田辺市総合計画「中期まちづくりプラン」では、こうした社会経済情勢の移り変わりも考慮し、都市像の実現に向けて今後4年間で取組む事業を掲げています。

この中では、子育て支援の充実、参画と人のつながり、都市基盤の整備など、私の政策集に関連し、特に注力する施策を3プロジェクト+（プラス）1の「重点プロジェクト」にまとめました。また、本市の事業全般についても、第4次京田辺市総合計画「基本構想」に基づき、「安全・安心」「緑」「健康」「文化・教育」「田園都市」「市民協働・行財政運営」の6分野に分類し、掲載しています。

京田辺のさらなる魅力を創造し、世代を超えて、みんなが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちとなるよう、この「中期まちづくりプラン」を、市民や事業者の皆さんと一緒に着実に遂行してまいります。

結びに、計画策定にあたり、約1年間にわたってご審議いただいた総合計画審議会の委員の皆さんをはじめ、ワークショップにご参加いただいた皆さんやパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆さん、並びに関係各位に心から御礼を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

---

# もくじ

---

## 策定にあたって

1 策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
3 構成.....	1
4 社会潮流.....	3
5 京田辺市の課題.....	5

## 重点プロジェクト

重点プロジェクト I .....	9
重点プロジェクト II .....	11
重点プロジェクト III .....	13
重点プロジェクト +1 .....	15

## 分野別計画

〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】 .....	20
1 防災・減災.....	21
2 消防.....	23
3 治水.....	25
4 交通安全・防犯・消費生活.....	27
5 平和・友好交流.....	29
6 人権・男女共同参画・多様性の尊重.....	31
〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】 .....	34
1 自然環境・都市緑化.....	35
2 都市景観・生活環境.....	37
3 地球温暖化対策・循環型社会.....	39
〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】 .....	42
1 健康づくり.....	43
2 地域福祉.....	45
3 高齢者福祉.....	47
4 障がい者福祉.....	49
5 社会保障.....	51

〈4〉 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】 .....	54
1 こども・子育て.....	55
2 就学前～小・中学校教育.....	59
3 社会教育 .....	63
4 文化振興 .....	65
5 スポーツ振興.....	67
〈5〉 活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】 .....	70
1 土地利用・市街地整備.....	71
2 道路・公共交通.....	73
3 都市環境 .....	75
4 産業 .....	79
〈6〉 まちづくりプランの推進のために【市民協働・行財政運営】 .....	84
1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動.....	85
2 交流・連携 .....	87
3 行財政運営・DX.....	89

## 資料編

1 第4次京田辺市総合計画基本構想.....	93
2 第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン策定について.....	101

# 策定にあたって

## 1 策定の趣旨

本市では、令和2年(2020年)3月に第4次京田辺市総合計画を策定し、「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指したまちづくりを進めています。策定後においては、新型コロナウイルス感染症が社会に大きな変化をもたらすとともに、超高齢化・少子化社会の一層の進展や全国的な人口減少時代の本格的な到来、経済のグローバル化、先行きの見通しが困難な社会経済情勢など、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しい状況が続いている。

本市においても、市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりや将来に向けた都市基盤の整備など、多種・多様な市民ニーズの変化への的確かつ計画的な対応が求められているところです。

こうした状況を踏まえ、現行のまちづくりプランが令和5年度(2023年度)に計画期間を満了するところから、次世代を見据えたまちづくりの指針として、令和6年度(2024年度)を始期とする新たなまちづくりプランを策定します。

## 2 計画期間

中期まちづくりプランの計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間とします。市長の任期と整合されることにより市長のマニフェスト（選挙公約）との連動性を確保するとともに、社会経済情勢や市政運営環境の変化にも柔軟に対応でき、市民ニーズをより的確に反映した計画とします。



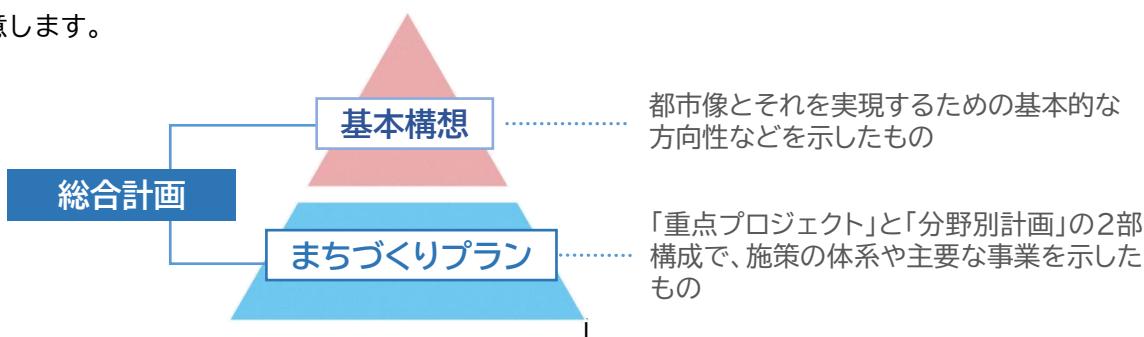
## 3 構成

本市の総合計画は、京田辺市総合計画条例(平成30年京田辺市条例第1号)に基づき、「基本構想」と「まちづくりプラン」の2階層で構成します。

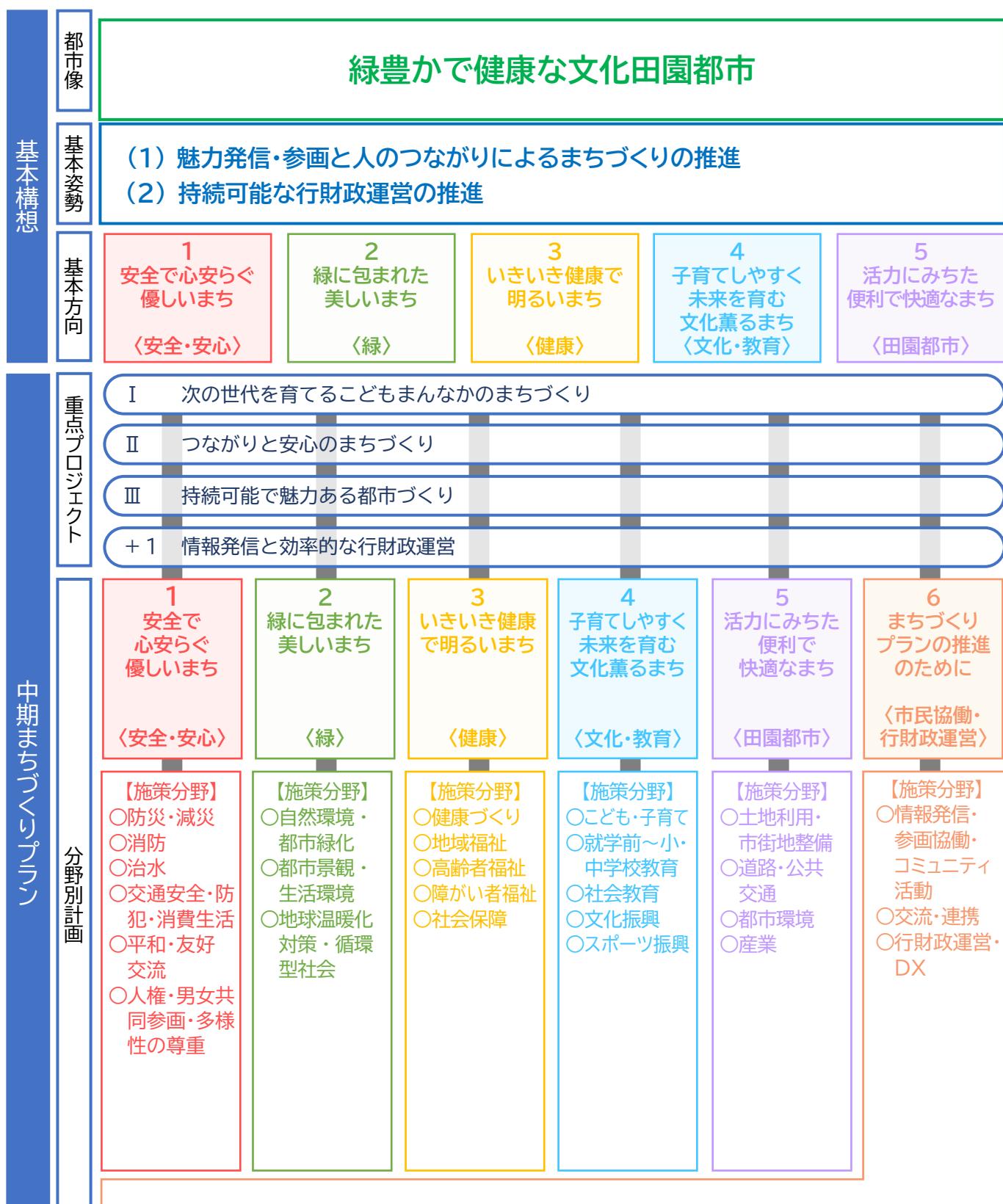
基本構想は、まちづくりの基本的な理念や施策展開の基本的な方向性、目標を示すものです。

一方、まちづくりプランは、基本構想に基づき基本施策の体系や施策を実現するための主要な事業を示すものであり、市長のマニフェストにおける重点政策やワークショップなどの市民の意見を踏まえ、戦略的・重点的に取組む「重点プロジェクト」と、市が実施する事業を体系的にまとめた「分野別計画」の2部構成とします。

市が別に策定する個別の行政分野における計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合性に留意します。



## ■第4次総合計画基本構想と中期まちづくりプランの構成



## 4 社会潮流

### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・我が国の総人口は平成20年(2008年)をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口は、少子高齢化の進行によって平成7年(1995年)をピークに減少しています。
- ・今後も、年少人口、生産年齢人口は減少を続ける一方、老人人口は増加し、高齢化率は、令和52年(2070年)には38.7%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。令和4年(2022年)には出生数が人口動態統計を取り始めて以降初めて80万人を下回る結果となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限などが和らいでも出生数が反転する兆しあり、コロナ禍を経てさらに少子化が進行するおそれもあります。
- ・特に、地方の人口減少は顕著で、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退や縮小、空き家・空き店舗・工場跡地・耕作放棄地などの増加、地域コミュニティの機能低下などが危惧されています。

### (2) 環境変化と災害リスクの高まり

- ・IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）によると、21世紀末までに世界の平均気温は、 $2.6^{\circ}\text{C} \sim 4.8^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されており、気象災害が激化するなか、世界経済も気候変動を最大のグローバルリスクの一つとして認識しています。我が国においてもこれらのリスクに的確に対応していくために、防災・減災対策に加え、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを令和2年(2020年)10月に宣言しました。国・自治体・企業等の取組みとともに、国民一人ひとりの取組みも視野に入れ、脱炭素化に向けて取り組む必要があります。
- ・近年は、気候変動に伴い短時間強雨の発生回数が増加するなど、雨の降り方が局地化、激甚化しており、大規模な土砂災害も発生しています。
- ・平成30年(2018年)12月に「国土強靭化基本計画」が閣議決定され、防災、減災などの取組みが進められています。

### (3) デジタル技術の活用による改革

- ・急速に発展するデジタル技術は地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっています。デジタル技術の実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要です。また、「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けた取組みが進められています。
- ・情報通信技術( ICT )の進展により、ロボットや人工知能( AI )が産業や身近な商品、サービスなど生活の様々な場面に使われ、生産性の向上や人手不足の解消につながることが期待されており、インターネットを媒体として様々な情報とモノがつながる仕組み( IoT )の活用も進められています。
- ・一方で、サイバー攻撃やインターネットの利用に伴う消費者トラブルなどが増加し、社会経済活動や日常生活が脅かされていることから、より一層のセキュリティ対策と消費者保護の推進が必要となっています。

## (4) 地方創生への取組み

- ・平成26年(2014年)11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、少子高齢化への対応と、人口減少の歯止め、東京圏への人口の過度な集中の是正により、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、活力ある地域社会を維持していくこととされました。
- ・それを受け「デジタル田園都市国家構想交付金」等を活用した地方創生に関する取組みが各地で進められ、この間の新型コロナウイルスやロシアのウクライナ侵攻による経済制裁に伴う物価高などへの対策も進められています。
- ・観光については、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年(2016年)3月)で示された「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識のもと、関係省庁が連携しながら施策に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により観光産業は大きな打撃を受けました。「アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて～稼げる地域・稼げる産業の実現～」(令和4年(2022年)5月)では、「観光地の再生・高付加価値化の推進、持続的な観光地経営の確立」の必要性が示されています。

## (5) 公共施設・インフラの老朽化

- ・我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設、道路、橋梁などが建設されており、今後、それらの公共施設などが一斉に更新時期を迎えます。
- ・一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において所有しているすべての公共施設などの維持補修や更新に必要な財源の確保は一層困難になると想定されます。
- ・平成26年(2014年)に国からの要請により、地方公共団体では、公共施設などの管理計画を策定し、現況や将来見通しをもとに施設の集約化、複合化や長寿命化、管理運営の効率化などの公共施設マネジメントを推進することが求められています。そのなかで、行政と民間が連携することで民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図ることが期待されています。

## (6) 働き方改革

- ・平成28年(2016年)6月に経済政策の強化による子育て支援や社会保障基盤の強化を目的として定められた「ニッポン一億総活躍プラン」において、それぞれの目的を達成するための重要な手段として位置づけられています。
- ・平成29年(2017年)に「働き方改革実行計画」が閣議決定され、働く人一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るよう、多様な働き方のなかで、自分の未来を自ら創造できる社会を創り、意欲ある人に多様なチャンスを生み出すこととしています。また、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療や子育て・介護などと仕事の両立、障がいのある人や高齢者の就業促進、外国人材の受け入れなどについて取組みが進められています。
- ・平成30年(2018年)7月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態によらない公正な待遇の確保などについての法整備も行われました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが普及し、仕事の進め方、働き方や雇用形態など様々な面での変化が見られます。

## 5 京田辺市の課題

### (1) 安全・安心

- ・誰もが安全に安心して生活できるよう、防災施設・設備の整備、治水対策の推進などによる防災力の強化と、警察等との連携による交通安全や地域防犯対策が求められています。
- ・普段から市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の円滑な避難のために、自治会など地域組織、ボランティア組織のネットワーク化を進めることができます。
- ・災害発生時に市民の被害や影響を最小化するため、迅速に応急、復旧対応ができる体制づくりを行うことが求められています。
- ・性別に基づく差別や、障がいのある人、外国人などに対する差別、感染症に関連した差別が生じるなど、様々な人権問題が存在しており、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められています。

### (2) 環境

- ・自然環境を保全するとともに、地域の豊かな自然と共に存する緑あふれるまちづくりが求められています。
- ・令和32年(2050年)までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、再生可能エネルギーの普及や環境教育推進など地球温暖化対策を進めるとともに、「緑に包まれた美しいまち」京田辺を次世代につなぐため、市民・事業者・市が一体となった取組みの推進が求められています。
- ・持続可能な社会を創出するために、市民や事業所との協働による、省エネなどの地球温暖化対策の推進と、ごみ減量化などの循環型社会の形成が求められています。

### (3) 健康・福祉

- ・市民が自ら健康の保持増進に取り組めるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進することが求められています。
- ・子育て世代、こども、障がいのある人、高齢者など、誰もが孤立することのないよう地域のなかで住民同士がつながる交流の場を増やす取組みが求められています。
- ・高齢者、障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で自立して住み続けることができるよう、医療・福祉サービスの充実と、働く場の確保が求められています。
- ・人生100年時代に誰もが生涯を通じていきいきと活躍できる、温もりのある生涯現役の社会づくりや、多世代と交流する場の確保が求められています。
- ・新興感染症などの発生にも対応でき、かつ、市民の社会経済活動への影響が最小限となるよう、保健・医療・介護体制について平時から危機に備えたシステム、ネットワークづくりが求められています。

## (4) 子育て・教育・文化

- ・若者、子育て世代が住んでみたい、住み続けたいまちになるため、出会い、結婚、出産、子育て期において、地域での切れ目ない支援体制の構築と、一人ひとりの希望が叶う社会の実現が求められています。
- ・市立学校間の児童・生徒数偏在による教育的課題への対応として、特色ある学校教育の推進と、すべての学校での教育水準や環境の維持・向上が求められています。
- ・市民が気軽に文化に触れることができる機会づくりやこれからの文化振興を担う人材の育成のため、市民の文化ネットワークの拠点整備や、伝統と文化の継承による地域への愛着や誇りの醸成が求められています。
- ・大学のあるまち、学研都市のまちとして、市民がさまざまな文化に触れ、学びを深められるよう、教育・生涯学習環境やスポーツ環境などの充実が求められています。

## (5) 都市・生活基盤・産業

- ・立地適正化計画による北部、中部、南部それぞれの拠点への都市機能の集積と、鉄道や高速道路などの広域交通ネットワークをいかした、京都府南部の広域的な拠点としての役割を担うためのまちづくりが求められています。
- ・北陸新幹線新駅の設置による効果をまちづくりに最大限に生かすため、インフラ整備の検討を進めるなど、準備に取り組むことが求められています。
- ・良好な住環境の維持・充実や空き家の活用とともに、鉄道によるさらなる交通利便性の向上や、バス交通ネットワークの維持に向けた利用促進が求められています。
- ・運転手の不足やコロナ禍による利用者の減少により経営が悪化しているバス事業者に対し、路線維持と収益回復に向けた支援が求められています。
- ・上下水道をはじめとした都市基盤の耐震化と長寿命化が求められています。
- ・将来の担い手育成や、本市の特產品などをいかした地域ブランドの確立、大学や研究機関との連携などによる、農業や商業、工業の活性化が求められています。
- ・豊かな自然資源や歴史・文化・スポーツ資源など、本市の魅力をいかしたインバウンドにも対応できる観光の創出が求められています。
- ・交通利便性と労働力人口をいかした、企業立地の促進が求められています。
- ・市民みんなが交流できる場づくりや中心市街地の活性化などを通して、まちのにぎわいを創出することが求められています。

## (6) 魅力発信・協働・行財政運営

- ・コロナ禍において人と人の交流が減少し、つながりが希薄化するなかで、「人」が主役の地域社会の構築が求められています。
- ・市の魅力を積極的に発信し、定住人口だけでなく関係人口・交流人口を増やしていくことが求められています。
- ・地域活動やまちづくりを担う団体の取組みを活性化させ、活動意欲のある市民(団体)が活躍できる環境整備を進めることができます。
- ・デジタル化が急速に進むなかで、DXの推進による市民サービスの向上や業務効率化、働き方改革が求められています。
- ・行政サービスの維持、向上を図るため、国・府の交付金や補助金など有利な財源の活用、公共施設マネジメントの推進、民間活力の導入や大学・高校との連携によるまちづくりが求められています。
- ・魅力ある持続可能なまちづくりを進めるため、企業誘致やふるさと納税制度の活用など、安定した自主財源を確保することが求められています。



第4次京田辺市総合計画  
中期まちづくりプラン

---

重点プロジェクト

---



## 重点プロジェクトⅠ

次の世代を育てる  
こどもまんなかのまちづくり

## ■関連する主なSDGs



## ■目的・ねらい

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たに策定する「(仮称)京田辺市こども計画」に基づき、地域全体で子どもの健やかな成長を図り、こどもや若者の最善の利益を第一に考えた政策を実現することで、一体的で切れ目ないこども・子育て支援を推進します。
- ・多様な保育資源を活用し、待機児童を発生させない充実した保育環境の整備と、学童保育などのサービス向上を図ります。
- ・発達段階や個人に応じた確かな学力の育成、児童生徒数などに応じた計画的な学校環境整備などによる質の高い教育の実現と安全で安心な教育環境づくりに努めます。

## 市民・地域・事業者とともに進めたい取組み

- ・こどもが安心して過ごすことができる空間づくり、子どもの見守り、こどもが主役となるイベントの開催など

## ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
子育て支援に関する市民満足度	64.8% (R4年(2022年)市民満足度調査『子ども・子育て・就学前教育』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合)	↗ 増加させる
保育所等における年度当初の待機児童数	0人 (R5年(2023年)4月)	0人
教育に関する市民満足度	69.4% (R4年(2022年)市民満足度調査『小・中学校教育』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合)	↗ 増加させる



## ■ 事業メニュー

	アクション	取組概要	事業名	担当所属
「こどもまんなか社会」の実現	1 一体的で切れ目ないこども・子育て支援の推進	こども計画の策定によるこども・若者施策の一体的な推進	「(仮称)京田辺市こども計画」策定事業 4-1-1	こども未来政策推進室
		妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実	伴走型相談支援事業 4-1-1	子育て支援課
		子育て支援拠点などの設置・再編による切れ目のない子育て支援体制の構築	子育て支援拠点強化事業 4-1-1	こども未来政策推進室
		地域や大学などと連携したこどもが主役になる「こどもイベント」の開催	こどもイベント開催事業 4-1-2	こども未来政策推進室
	2 待機児童を発生させない保育環境の整備	幼稚園・保育所再編整備計画に基づく就学前教育・保育施設の再編	幼稚園・保育所再編整備事業 4-2-2	こども未来政策推進室
		保育ニーズに対応した民間保育園等の整備促進	民間保育園等整備事業 4-2-2	こども未来政策推進室
	3 保育サービスの充実	保護者ニーズに対応した保育サービス向上	各種保育サービス事業 4-1-2	保育幼稚園課
	4 教育内容の充実	学力調査などの活用により主体的・対話的で深い学びを実現、確かな学力の充実	確かな学力充実事業 4-2-3	こども・学校サポート室
		地元産農産物を活用した安全・安心な学校給食の実施、食育の推進	健康づくり事業 3-1-1 学校給食運営事業 4-2-5 地産地消・食育推進事業 5-4-3	健康推進課 学校給食課 農政課
	5 教育環境の向上	新しい学校づくりプランの策定による学校環境の整備	「(仮称)京田辺市新しい学校づくりプラン」策定事業 4-2-7	教育総務室 こども・学校サポート室 学校教育課
		小・中学校体育館などへの空調設備整備による熱中症対策等の推進	学校施設空調設備整備事業 4-2-7	学校教育課
		小・中学校における児童生徒数偏在解消による教育の質の向上	児童生徒数偏在解消事業 4-2-7	教育総務室 こども・学校サポート室 学校教育課
		不登校児童生徒の支援、教育相談機能の強化、学びの機会の充実	教育支援センター*充実事業 4-2-7	こども・学校サポート室
	6 学童保育等の充実	民間活力をいかした留守家庭児童会のサービス向上	留守家庭児童会運営事業 4-1-2	社会教育課
		放課後子ども教室等による生涯学習と連動した子どもの居場所づくり	生涯学習推進・支援事業 4-3-1 青少年健全育成事業 4-1-2	社会教育課

\*事業名の後の数字は、分野別計画での施策分野における掲載箇所を表しています。例えば4-1-1の場合、施策体系〈4〉「子育てしやすく未来を育む文化薫るまち」の分野1「こども・子育て」にある、施策展開1「妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援」に掲載しています。

\*教育支援センター：学校に行きにくい児童生徒のためのもう1つの居場所として設置され、個別の学習支援や小集団活動などの必要な支援を行う施設。また、不登校を未然に防止する観点から、保護者や児童生徒の相談に臨床心理士が対応する教育相談活動も行っている。

## 重点プロジェクトⅡ

## つながりと安心のまちづくり

## ■関連する主なSDGs



## ■目的・ねらい

- 市民が身近なまちの課題を自分事としてとらえ、ともに地域の課題を解決できるよう、多様な主体が参画した市民協働を推進します。文化・芸術やスポーツによるまちの魅力づくりを進め、市民まつりの開催などを通じてまちへの愛着を醸成します。
- 誰もが安心して住み続けられる、市民と協働した全世代型の支え合いシステムを構築し、年齢を重ねたり、障がいがあっても、住み慣れた地域で活躍でき、健康に暮らし続けられるまちづくりを進めます。また、防災・防犯体制などを整備し、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

## 市民・地域・事業者とともに進みたい取組み

- 地域課題の解決、文化・スポーツ活動の推進といった「都市格\*」を高めるための取組み、文化活動団体間の連携、大学と地域の連携、生涯学習など
- 高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して暮らし、活躍できるようお互いに支え合うことのできる地域づくり、自主防災組織\*と連携した防災訓練の実施、防災・減災に対する意識の啓発、防犯啓発活動や防犯カメラ設置など

## ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
市民の定住意向	88.4% (R4年(2022年)市民満足度調査『定住意向』で「ずっと住み続けたい」「しばらく住み続けたい」と答えた人の割合)	↗ 増加させる
市民参画に関する市民満足度	52.5% (R4年(2022年)市民満足度調査『情報発信・参画協働、コミュニティ活動・交流・連携の推進』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合)	↗ 増加させる
高齢者福祉、障がい者福祉に関する市民満足度	63.1% (R4年(2022年)市民満足度調査『地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・社会保障』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合)	↗ 増加させる
防災・減災に関する市民満足度	67.4% (R4年(2022年)市民満足度調査『防災・減災・消防・治水』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合)	↗ 増加させる

\*都市格：まちの魅力や豊かさに加え、文化活動などによる市民の活力やまちへの愛着が重なることで形成される都市の品格。  
\*自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき地域で自主的に結成する防災組織。

## ■ 事業メニュー

	アクション	取組概要	事業名	担当所属
人と人とのつながり強化	1 市民協働の推進	まちづくり協議会*の設立・運営支援による地域課題の解決	市民協働推進事業 6-1-3	市民参画課
		南部まちづくりセンター「ミライ口」の充実と機能の全市的な展開	地域力創造事業 6-1-3	市民参画課
	2 文化・芸術・スポーツ活動の推進	文化活動の拠点となる複合型公共施設の整備	文化施設整備事業 4-4-3	都市みらい室 文化・スポーツ振興課 社会教育課
		天理山古墳群の保存及び史跡広場の整備推進、観光資源としての活用	史跡広場整備事業 4-4-2 観光推進事業 5-4-7	文化・スポーツ振興課 産業振興課
		パブリック・アート(公共空間を活用した芸術活動)の促進	文化振興事業 4-4-1	文化・スポーツ振興課
		特色あるスポーツイベントやプロスポーツ選手の合宿などの開催による交流の促進	スポーツ推進事業 4-5-1 スポーツ合宿等による交流事業 4-5-1	文化・スポーツ振興課
		民間活力による野外活動センターの整備・活用	野外活動施設整備事業 4-5-3	文化・スポーツ振興課
	3 絆づくりの推進	市民まつりの開催による交流の促進	市民まつり開催事業 4-4-1	文化・スポーツ振興課
		協定締結大学などがある特徴をいかした連携事業の展開	地学連携推進事業 6-2-1	市民参画課
住み慣れた地域で安心できる暮らし実現	4 地域ぐるみの支え合いづくり	市全体での重層的支援体制の構築・運用	重層的支援体制整備事業 3-2-1	社会福祉課
		田辺公園の拡張整備にあわせた障がいのある人の生活や活躍を地域社会全体で支える体制の構築	障がい者就労支援事業 3-4-2 田辺公園拡張整備事業 2-1-2	障がい福祉課 公園緑地課
		高齢者の健康保持、社会参加の促進、生きがいづくりに向けた取組み支援	高齢者いきいきポイント事業 3-3-3 高齢者の身近な居場所づくり支援事業 3-3-3	高齢者支援課
	5 市民との連携による防災・危機管理体制の充実	田辺西 IC 西側での災害時の活動拠点となる防災広場の整備	防災広場整備事業 1-1-1	安心まちづくり室
		自主防災組織の強化、避難環境の整備による地域防災力の強化	防災・減災・危機管理事業 1-1-1	安心まちづくり室
		消防団員の加入促進・組織強化に向けた取組みの推進	消防団育成・強化事業 1-2-1	消防総務課
	6 日常生活での安心の確保	防犯カメラの設置などによる犯罪を未然に防ぐ環境整備	防犯推進事業 1-4-2	安心まちづくり室
		住宅のライフサイクルに応じた空家対策の実施	空家等対策事業 5-3-1	開発指導課
		河川整備と治水対策の推進	内水排除対策等促進事業 1-3-1	建設政策推進室

\*まちづくり協議会：多様なまちづくりの主体が参画し、区・自治会の枠を超えて地域課題の解決に取組む組織のこと。

## 重点プロジェクトⅢ

## 持続可能で魅力ある都市づくり

## ■関連する主なSDGs



## ■目的・ねらい

- ・未来に向けて持続可能なまちを目指して、甘南備山をはじめとした緑豊かな自然環境やまちなかの公園などをいかし、身近に自然を感じることのできる緑あふれるまちづくりを推進します。また、地球温暖化対策や循環型・脱炭素社会の構築を推進するとともに、安定した水環境の保全を図ります。
- ・都市基盤の整備によるまちの魅力向上を目指して、自然と調和したコンパクトな都市構造の形成を進めます。交通利便性に優れた利点をいかし、田辺北地区新市街地整備と駅前空間の活用などによって中核拠点としての賑わいづくりを進めます。
- ・快適な移動・交通環境の整備を進めるとともに、新名神高速道路の全線開通のインパクトを見据えた企業立地のための基盤整備などを推進します。

## 市民・地域・事業者とともに進めたい取組み

- ・身近な公園・緑地の維持管理などの緑あふれるまちなみの形成、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組み、地球の未来を考えた環境に優しい暮らしや事業活動の実践など
- ・市街地での滞在時間の増加や賑わいの創出、市民と市内企業との交流、公共交通の利用促進など

## ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
自然環境、緑に関する市民満足度	66.1% (R4年(2022年)市民満足度調査 『自然環境・都市緑化』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合)	↗ 増加させる
市内温室効果ガス排出量	30.6万t-CO <sub>2</sub> ※ (R2年度(2020年度))	↘ 減少させる
居住誘導区域*内の人口密度	77.4人/ha (R5年(2023年)3月)	→ 維持する

※排出量の推計に3年程度要するため、「現状値」は中期まちづくりプラン策定時点において推計可能な最新の数値を記載しています。

\*居住誘導区域：子育て層や高齢者などが歩いて暮らせる生活が続けられるよう居住を誘導する区域。京田辺市立地適正化計画で区域を設定している。

## ■ 事業メニュー

	アクション	取組概要	事業名	担当所属
未来に向けたまちづくり まちづくり 持続可能な	1 緑あふれるまちづくりの推進	森林・里山・緑地の保全や緑化など緑に関する取組みの推進	森林保全事業 2-1-1 里山保全事業 2-1-1 緑化推進事業 2-1-4 すてきなまちなみ支援事業 2-1-4	農政課 環境課 公園緑地課 施設管理課
	2 地球温暖化対策の推進と循環型・脱炭素社会の構築	ゼロカーボンシティ実現に向けた取組みの推進、機運の醸成	地球温暖化対策推進事業 2-3-1	環境課
		環境負荷の少ない新たなごみ処理施設の整備	可燃ごみ広域処理施設整備事業 2-3-2	ごみ広域処理推進課
	3 安定的な水道供給の確保	新たな取水井の整備	上水道安定供給事業 5-3-4	上水道課
都市基盤の整備によるまちの魅力向上	4 魅力あるコンパクトシティの推進と新たな都市づくり	田辺北地区において新市街地を整備、ウォーカブル*なまちづくりの推進	田辺北地区新市街地整備促進事業 5-1-2	都市みらい室 建設政策推進室
		駅前空間など、市街地での滞在時間の増加に向けたにぎわいの創出	まちなかにぎわい創出事業 5-4-6	産業振興課
	5 快適な移動・交通環境の整備	大住草内線をはじめとした幹線道路の整備推進	幹線道路整備事業 5-2-1	都市整備課
		まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成	地域公共交通計画策定事業 5-2-2	計画交通課
	6 力強い産業の創出と地域経済の活性化	農商工業の担い手拡大による市内経済の活性化	農業経営活性化支援事業 5-4-1 市民・企業連携推進事業 5-4-5	農政課 産業振興課
		フードテック*を核とした学研都市南田辺西地区の整備推進	学研都市建設等促進事業 5-1-3	企画調整室
		新名神高速道路全線開通のインパクトを見据えた企業立地の促進	産業基盤整備事業 5-4-9	産業振興課 建設政策推進室



\*ウォーカブル：「居心地が良く歩きたくなる」という意味。

\*フードテック：生産から加工、流通、消費などへつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと。

## 重点プロジェクト+1

## 情報発信と効率的な行財政運営

## ■関連する主なSDGs



## ■目的・ねらい

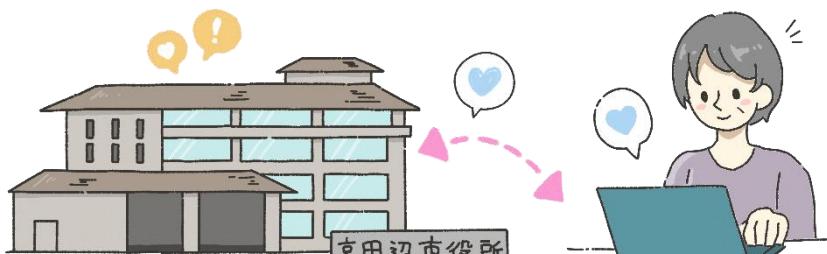
- 市の情報発信を充実させ、市民とともに情報を発信することで、市政をより開かれたものとし、市民との関係性を一層強化します。
- 持続可能な行財政運営を推進するため、デジタル技術の活用や働き方改革、新たな財源確保及び歳出削減などの行財政改革、まちづくりプランレビュー\*等により、効率的でスピーディーな行財政運営を進めます。

## 市民・地域・事業者とともに進めたい取組み

- 市SNS\*の活用、まちの魅力発信、マイナンバーカード\*の利用推進、ふるさと納税制度における魅力的な返礼品の開発、企業版ふるさと納税制度を活用したまちづくりの推進など

## ■ 成果指標

指標名	現状値	目標値
市SNSを利用するユーザー数	12,769人 (R5年(2023年)3月)	18,800人
行政改革実行計画(R6～R9)に掲げる事業の達成状況	－	100%
中期まちづくりプランに掲げる重点プロジェクトの達成状況	－	100%



\*まちづくりプランレビュー：まちづくりプランに掲げる施策の進捗管理や新たな課題などの把握を目的として府内の部局別に実施する協議。

\*SNS：Social Networking Serviceの略。インターネット上での情報発信手法の一つ。

\*マイナンバーカード：マイナンバー（個人番号）は日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれる）が持つ12桁の番号のこと。マイナンバーカード（個人番号カード）は、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードのこと。

## ■ 事業メニュー

	アクション	取組概要	事業名	担当所属
情報発信と効率的な行財政運営	1 効果的な情報発信	広報紙やSNSでの市民と一緒にした情報発信の推進	行政×市民で発信！事業 6-1-1	秘書広報課
	2 DXによる効率的・効果的な行政の推進	DX推進計画*に基づく行政サービスのオンライン化やマイナンバーカードの利用推進など、市民サービスの向上と行政事務の効率化	DX推進事業 6-3-1	デジタル情報課
		テレワーク*の活用などによる働き方改革の推進	働き方改革推進事業 6-3-2	職員課
	3 行財政改革の推進	行政改革大綱に基づく持続可能な行財政運営の推進	行政改革推進事業 6-3-3	企画調整室
		公共施設などの計画的な長寿命化やPPP・PFI*などの推進	公共施設マネジメント推進事業 6-3-4	企画調整室
		PDCAサイクルに基づく事務事業評価による実効性のある進捗管理	第4次総合計画まちづくりプランレビュー 6-3-1	企画調整室



\*DX推進計画：DX(デジタル・トランスフォーメーション)は、デジタル技術などによってビジネスや社会、生活の形・スタイルを変革すること。DX推進計画とは、デジタル技術などの活用により市民の利便性向上と市役所業務の効率化を推進するため策定された計画のこと。

\*テレワーク：Tele(離れて)と Work(仕事)を組み合わせた造語で、ICT(情報通信技術)を使い、オフィスなどから離れた場所で仕事をすること。

\*PPP：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化やサービス内容の向上を目指すもの。

\*PFI：Private Finance Initiative の略。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、公共施設などの建設、維持管理、運営などの効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。PPPの一類型とされている。



「みんなが住み続けたい京田辺」(イメージ)

第4次京田辺市総合計画  
中期まちづくりプラン

---

# 分野別計画

---





## 分野別計画

### 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち 【安全・安心】

- 1 防災・減災
- 2 消防
- 3 治水
- 4 交通安全・防犯・消費生活
- 5 平和・友好交流
- 6 人権・男女共同参画・多様性の尊重

## 1

## 防災・減災



### 現状と課題

- ・国内では、令和6年能登半島地震等の地震、集中豪雨や大型の台風などによる災害が各地で発生しています。
- ・本市では、天井川や内水河川による水害の危険性、木津川等の氾濫、生駒断層や南海トラフによる大地震の恐れがあります。
- ・これまで、避難所運営訓練等を実施し、地域版防災マップの策定を進めるとともに、防災メールや電話、FAXなど様々な手段を用いて情報提供に努めています。
- ・天井川や河川の内水氾濫による水害、木津川等の氾濫、生駒断層や南海トラフによる大地震への備えなど、防災・減災・危機管理の強化が必要です。市が進める防災とともに、市民の自助・共助により被害を小さくする減災の取組みなどが必要です。
- ・災害が発生しても被害が最小限になるよう、「京田辺市国土強靭化地域計画」に基づく強くしなやかな地域づくりの取組みが必要です。
- ・水道施設の耐震化と定期的な改修や、環境負荷低減、災害時においても安定供給できる強靭な水道施設の構築が必要です。また、これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理・予防保全が必要です。

### 基本方針

- ・市民、行政、関係機関が連携して防災・減災体制の強化に努めるとともに、防災無線の更新などによる迅速・確実な防災情報の伝達と地域防災力の強化、災害ボランティアセンターとの緊密な連携など、危機管理体制の強化を図ります。また、災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進します。
- ・木造住宅の耐震化を促進し、橋梁や上下水道施設などインフラの耐震化を進め、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、計画的な国土強靭化の取組みを推進します。

## 施策展開

### ■1 防災・減災・危機管理体制の強化

主要事業	事業概要	担当所属
防災・減災・危機管理事業 【重点II-5】	避難所運営訓練の実施、自主防災組織の育成支援、防災士資格取得支援、防災情報伝達の充実と避難環境の整備による地域防災力の強化。職員の訓練や研修などによる府内体制の充実。災害ボランティアセンター等関係機関と連携した広域受援体制の整備	安心まちづくり室
防災広場整備事業 【重点II-5】	京奈和自動車道田辺西IC西側における災害時の活動拠点として防災広場の整備を推進	安心まちづくり室

### ■2 災害に強いまちづくり

主要事業	事業概要	担当所属
住宅耐震化等促進事業	木造住宅耐震診断士派遣、耐震改修費補助事業の実施	開発指導課
橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の補修工事を行うとともに、跨道橋及び跨線橋について、耐震補強及び落橋防止対策を行うことにより、道路交通の安全を確保し、また維持管理経費を節減	施設管理課／都市整備課
老朽水道管更新事業	地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水管)を中心に更新などを推進、耐震性を強化	上水道課
水道施設維持管理事業	水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進	上水道課
下水道施設のストックマネジメント事業	下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化	下水道課

#### 関連計画

- ・京田辺市地域防災計画
- ・京田辺市建築物耐震改修促進計画
- ・京田辺市橋梁長寿命化修繕計画
- ・京田辺市水道ビジョン
- ・京田辺市下水道ビジョン
- ・京田辺市国土強靭化地域計画



避難所運営訓練

## 2 消防



### 現状と課題

- 複雑多様化する災害や事故に対応するため、耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図っています。
- 複雑多様化する災害や事故から市民の安全を守るため、消防指令システムの安定的な稼働とともに、火災の予防や災害の増加、激甚化などに対応できる消防力の充実強化が必要です。また、地域防災の要となる消防団員の確保が必要です。
- 高齢化などが進展するなかで、社会情勢の変化に対応した消防・救急体制の充実が必要です。

### 基本方針

- 消防体制の充実強化のため、常備消防力の強化や消防指令システムの共同化、消防団組織の強化により、総合的に消防力を高めるとともに、市民や事業所の防火意識を高めることによって火災予防を進めます。
- 救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)\*の取扱いなど、救命処置の普及を進めます。



消防資機材



消防団の活動

\*自動体外式除細動器(AED)：Automated External Defibrillator の略で、心停止状態の心臓に電気ショックを与える、正常な拍動を促す機器のこと。

## 施策展開

### ■1 消防体制の充実強化

主要事業	事業概要	担当所属
消防体制検討事業	まちづくりや人口の状況及び災害の激甚化などを考慮した消防体制の検討	消防総務課
消防団育成・強化事業 【重点II-5】	消防団員の加入促進、消防に必要な知識技術の習得、小型動力ポンプ付積載車の更新整備など、消防団組織の充実と育成、強化を推進	消防総務課
消防資機材充実事業	複雑多様化する災害に迅速に対応するため、消防施設や消防資機材の充実を図り、常備消防力を強化	警防課
耐震性防火水槽整備事業	地震に伴う火災発生時の対応として、耐震性防火水槽を整備	警防課
消防車両購入事業	人口増加や複雑多様化する火災などに迅速に対応するため、更新計画に基づき消防車両を更新し、常備・非常備消防力を強化	警防課
消防指令システム共同化事業	高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線の安定的な稼働及び消防指令センターの共同化推進	通信指令室

### ■2 火災予防の充実強化

主要事業	事業概要	担当所属
防火防災啓発事業	各種広報媒体などを活用した広報を実施。火災を早期発見できる住宅用火災警報器の設置促進、事業所の防災力を向上	予防課
防火意識啓発事業	査察・広報活動など防火啓発により、市民・事業所の防火意識を高揚	消防課

### ■3 救急救助体制の充実強化

主要事業	事業概要	担当所属
消防職員技能向上事業	救急救助活動体制の充実強化に向け、救急救命士の養成をはじめ、各種資格取得や技能講習などの受講、各種訓練を実施、消防職員の知識・技能を向上	警防課
応急手当普及啓発事業	市民や事業所などに対して、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなどの普通救命講習、上級救命講習等を実施、救命処置の普及を推進	警防課

### 3 治水



#### 現状と課題

- 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水橈門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えており、対策が必要です。
- 近年の台風やゲリラ豪雨は、従来の想定をはるかに超えたものとなっており、市民の安全・安心を確保するために、治水対策が必要です。

#### 基本方針

- 天井川の切下げや断面拡幅などによる改修のほか、排水橈門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進します。
- 市内各所に存在する排水困難地について、河川及び排水路の整備を進めます。



吉原川

## 施策展開

### ■1 河川整備・治水対策の促進

主要事業	事業概要	担当所属
内水排除対策等促進事業 【重点II-6】	木津川の堤防補強、防賀川の改修、天津神川の拡幅、馬坂川の切下げなどの河川整備、新西浜樋門の整備促進、飯岡久保田樋門への強制排水ポンプ設置などの内水排除対策に関する国・京都府等関係機関への要望及び協議	建設政策推進室

### ■2 河川等の整備

主要事業	事業概要	担当所属
河川改修事業	水害からの安全性の確保に向けて、安全・安心のまちづくりの骨格をなす都市基盤施設である河川(吉原川・遠藤川)についての整備改修	都市整備課
排水路整備事業	安心して暮らせる住環境整備として、近年の豪雨に対応するため、興戸地区等の排水路を整備	都市整備課

#### 関連計画

- ・京田辺市国土強靭化地域計画



排水機の点検

## 4 交通安全・防犯・消費生活



### 現状と課題

- 市内の交通事故は減少傾向にあり、交通管理者や地域住民などと情報共有を図りながら、交通事故「ゼロ」を目指に取り組んでいます。
- 駅周辺などにおける防犯カメラの設置、地域の要望に応じた防犯灯の設置など、地域防犯対策について、さらなる充実が必要です。
- 複雑多様化する消費者問題に対応するため消費生活センターを設置し、相談業務及び啓発活動を進めています。金融商品やインターネットに関するトラブル、高齢者が巻き込まれる事案など消費者被害の未然防止に向けた取組みが必要です。

### 基本方針

- 警察や関係行政機関との連携の下、本市で発生した交通事故を調査、分析し、特にこどもや高齢者を交通事故から守るため、市民や学校など、関係団体と情報共有を図りながら、交通安全対策を推進します。
- 市民、行政、警察の連携の下、街頭犯罪を抑止できる地域防犯体制の充実と、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯環境の整備により、地域防犯対策を推進します。
- 消費生活相談体制の充実によって消費者の権利の尊重と自立の支援に取り組むとともに、市民、事業者、行政の連携を図り、新たな消費者被害への対応も含めた対策を推進します。



歩道がリニューアルされた通学路



防犯カメラ

## 施策展開

### ■1 交通安全対策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
交通安全対策事業	交通安全啓発事業の推進、啓発看板などの作成、警察や関係行政機関と連携した交通安全対策の実施	計画交通課
通学安全対策事業	地域と学校、行政が協力し、児童生徒が安全に安心して通学できるように、通学路の通学方法や危険箇所の把握と改善対策を実施、児童生徒に対する安全対策などを推進	学校教育課

### ■2 地域防犯対策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
防犯推進事業 【重点 II-6】	警察などの関係機関・団体、防犯ボランティアと連携した防犯啓発活動による地域防犯力の強化。防犯情報の発信による啓発、防犯カメラ、防犯灯の設置などの防犯環境の整備	安心まちづくり室

### ■3 消費者被害対策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
消費者行政推進事業	消費生活トラブルの解決と被害の未然防止を目的とした消費生活相談体制の充実、消費者意識の啓発(各種講座、消費生活展の開催など)、消費者団体の育成支援、新たな消費者被害への対応・対策	産業振興課



消費生活展

## 5 平和・友好交流



### 現状と課題

- 本市は非核平和都市宣言を行っており、平和首長会議へ加盟しています。また、小・中学生平和大使ひろしま派遣事業のほか、平和のつどい・平和展を開催するなど、戦争の記憶や平和の尊さを後世へ伝える取組みを進めています。
- 市民の国際理解の推進のため、国際交流員の配置や、大学との連携による市民と留学生との交流事業などに取り組んでいます。
- 労働力人口の減少に伴う外国人労働者の受け入れにより、「生活者としての外国人」が増加しており、異文化理解の促進や外国人住民も暮らしやすい環境づくりが必要です。

### 基本方針

- 戦争の記憶を風化させず、平和の尊さを広く市民に訴えていくため、平和都市推進協議会と連携を図りながら、各種平和施策を推進します。
- 市民が行う国際交流の取組みへの支援などを通じて、交流の輪を広げ、市民の国際理解の促進に努めます。
- 行政情報の「やさしい日本語」や多言語化、日本語学習などの環境整備及び支援、防災意識の向上を図る取組みなどを行い、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めます。



小・中学生平和大使

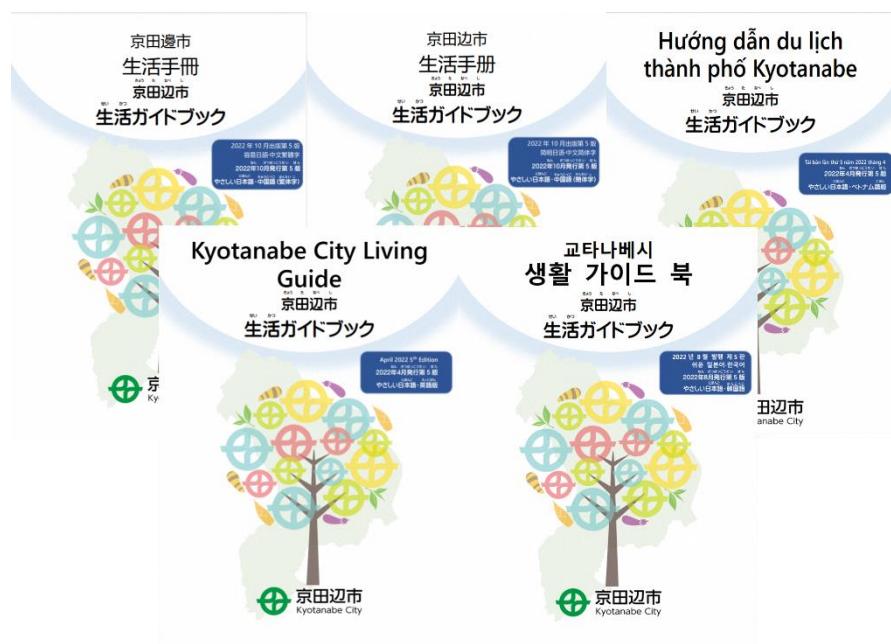
## 施策展開

### ■1 平和都市の推進

主要事業	事業概要	担当所属
平和都市推進事業	市民の平和意識の高揚などを目的に、平和都市推進協議会と連携し、平和のつどい、平和展、小・中学生平和大使ひろしま派遣事業等を実施	総務室

### ■2 國際交流の促進

主要事業	事業概要	担当所属
友好交流事業	海外都市との交流を図り、市民とりわけ子どもの国際理解、国際感覚を醸成	市民参画課
多文化共生事業	「やさしい日本語」や多言語化によるわかりやすい情報発信、日本語学習等の環境整備及び支援、防災意識の向上	市民参画課／安心まちづくり室／社会教育課／社会福祉課



多言語化された生活ガイドブック

## 6 人権・男女共同参画・多様性の尊重



### 現状と課題

- ・人権問題研修会の実施など、人権教育・啓発を進めるとともに、市民相談等の人権擁護の取組みを進めています。誰もが活躍できるダイバーシティ社会\*の実現に向け、多様性の尊重が求められています。
- ・社会の変化に起因する新たな人権問題のほか、生活上の困りごと相談や女性相談等の様々な相談へ迅速に対応できる体制が必要です。
- ・性別に基づく固定的な役割分担意識が根強くあることから、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会に向けたさらなる取組みが求められます。

### 基本方針

- ・人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育・啓発や新たに生じている様々な人権問題に対応する施策を推進します。また、様々な立場の市民が尊重され、活躍できる場づくりを推進します。
- ・人権侵害や生活上の困りごと、女性相談等の様々な相談へ迅速に対応できるよう、体制を強化します。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行うとともに、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たすよう努め、相互に連携・協力して取組みを進めます。



ハートフルフェスタ



女性交流支援ルーム

\*ダイバーシティ社会：ダイバーシティは「多様性」のこと、「組織や社会において、性別・民族・文化・価値観・ライフスタイルなどの違いを積極的に肯定・尊重し、受け入れること」の意味で用いられる。ダイバーシティ社会は、多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会のこと。

## 施策展開

### ■1 人権教育・啓発の推進、多様性の尊重

主要事業	事業概要	担当所属
人権啓発推進事業	同和問題(部落差別)をはじめ、障がいのある人、外国人、性的少数者などに対する差別などのあらゆる人権問題を解決するため、ヒューマン映画上映会・人権問題研修会等の啓発を実施	人権啓発推進課
人権教育推進事業	人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催	人権啓発推進課／社会教育課
三山木福祉社会館運営事業	人権と福祉のまちづくりの拠点施設として三山木福祉社会館を活用し、地域交流を通じた住民間相互理解を深める取組み、人権尊重のための講座開催及び広報啓発活動、各種生活相談等を実施	人権啓発推進課
障がいのある人への理解促進研修・啓発事業	障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じることがないよう、市民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取組みを推進	障がい福祉課

### ■2 人権擁護体制の充実

主要事業	事業概要	担当所属
市民相談事業	人権擁護委員・行政相談委員による「なやみごと相談」、弁護士による「無料法律相談」、職員による「各種相談」の実施	人権啓発推進課

### ■3 男女共同参画社会の実現

主要事業	事業概要	担当所属
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、家庭・地域・学校・職場における取組みの促進、男性の家事・育儿参画促進など、ワーク・ライフ・バランス*及び女性活躍の推進。男女共同参画を推進する活動拠点整備に向けた検討	人権啓発推進課
女性交流支援ルーム運営事業	男女共同参画社会の実現に資する拠点施設として、情報ライブラリー、交流スペース、女性のための相談室を備えた女性交流支援ルームを運営。各種相談の実施、女性への様々な支援、関係団体を対象とした情報交換の場の提供や団体の活動支援	人権啓発推進課

#### 関連計画

- ・京田辺市人権教育・啓発推進計画
- ・京田辺市男女共同参画計画
- ・京田辺市教育振興基本計画
- ・京田辺市障害者基本計画

\*ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できること。

〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち 【安全・安心】



## 〈2〉 緑に包まれた美しいまち 【緑】

- 1 自然環境・都市緑化
- 2 都市景観・生活環境
- 3 地球温暖化対策・循環型社会

## 1

## 自然環境・都市緑化



### 現状と課題

- 本市は、甘南備山の緑や木津川の水辺空間をはじめとした豊かな自然環境に恵まれています。
- 一方で、放置林、放置竹林などによる自然環境への影響が懸念されており、市民、事業者、行政が一体となった森林の保全や整備が必要です。
- 田辺公園の拡張整備及び利活用の促進、公園施設の長寿命化対策、「水辺の散策路」の環境整備のほか、公園施設などの充実や広報が必要です。
- すてきなまちなみ支援事業により、市民協働による緑化活動や公園美化活動を促進しています。
- 緑化推進、生垣設置の支援など緑のあふれるまちづくりの推進と、まちなかの緑の適正管理が必要です。

### 基本方針

- 市民、事業者、行政が協働して、甘南備山をはじめとする緑の保全と再生に向けた取組みを促進します。
- 農福連携\*をテーマとした公園の整備や計画的な公園施設の更新を進めるとともに、まちなかで水や緑に親しむ環境整備を進め、市民の健康づくりを促進します。
- 「京田辺市緑の基本計画」の策定にあわせ、市民協働により、公園や緑地、生垣など、身近なまちなかの緑化に取り組み、緑あふれるまちづくりを推進するとともに、街路や緑地など、身近なまちなかの緑の再整備や適正な維持管理手法の検討を進めます。



甘南備山



水辺の散策路

\*農福連携：農業と福祉の連携のことで、障がい者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みを指す。

## 施策展開

### ■1 里山の緑の保全と再生

主要事業	事業概要	担当所属
森林保全事業 【重点 III-1】	甘南備山の豊かな自然環境を守り育てるため、生活環境保全林の維持管理、市造林地の間伐、モデルフォレスト運動を実施。森林環境譲与税を財源とした基金による森林整備の検討	農政課
里山保全事業 【重点 III-1】	条例に基づき太陽光発電設備の適正な設置や維持管理を促し、里山の自然環境や生活環境などを保全	環境課

### ■2 公園の整備

主要事業	事業概要	担当所属
田辺公園拡張整備事業 【重点 II-4】	こどもから高齢者、障がいのある人など誰もが交流できる拠点となる公園の整備	公園緑地課
公園施設長寿命化対策事業	公園施設長寿命化対策支援事業計画に基づき、公園施設の更新を適正な時期に行い、施設を長寿命化することで維持管理コストを縮減	公園緑地課

### ■3 まちなかで水や緑に親しむ環境整備

主要事業	事業概要	担当所属
水辺の散策路環境整備事業	緑を楽しみ水辺に憩いながら、ウォーキングを通じた健康づくりが広がるように水辺の散策路の環境整備を推進	公園緑地課／健康推進課

### ■4 市民協働による緑あふれるまちづくり

主要事業	事業概要	担当所属
緑化推進事業 【重点 III-1】	公共緑地の保全と緑化意識の啓発や緑化に関する取り組み(市民記念植樹祭、誕生記念樹配布、生垣設置奨励補助等)を促進するとともに、適正な維持管理手法を検討	公園緑地課
すてきなまちなみ支援事業 【重点 III-1】	市民協働による身近な公園や緑地の維持管理を推進	公園緑地課／施設管理課

#### 関連計画

- ・京田辺市緑の基本計画
- ・京田辺市公園施設長寿命化対策支援事業計画

\*森林環境譲与税：温室効果ガス排出削減目標等のため創設された税。市区町村では木材利用の推進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされている。

## 2 都市景観・生活環境



### 現状と課題

- 本市では、新たなまちづくりに合わせ、地区計画により良好な市街地景観の形成を促進しています。
- 市民一斉清掃を実施するなど、市民協働によるまちの美化活動を推進しています。また、動物の適正飼養などへも取り組んでいます。
- 環境騒音や環境振動の測定、市内河川の水質検査、自動車による騒音状況の常時監視や面的な評価を継続的に実施し、良好な生活環境の保全に努めています。また、環境パトロール等により、不法投棄の防止に取り組んでいます。
- 人口増加や都市化の進展、交通量の増加などによって、騒音や振動の発生が懸念されることから、適切な指導と啓発が必要です。

### 基本方針

- 新たなまちづくりに合わせた良好な市街地景観の形成を促進し、美しく品格のあるまちを目指します。
- 美しい環境のなかで、誰もが快適に暮らせるよう、市民協働によるまちの美化を促進するとともに、水質や騒音などの監視や、不法投棄などへの監視体制の強化に努めます。



市民一斉清掃



不法投棄監視カメラ

## 施策展開

### ■1 良好な市街地景観の形成

主要事業	事業概要	担当所属
都市計画推進事業	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施	計画交通課

### ■2 まちの美化

主要事業	事業概要	担当所属
環境保全事業	地域による市内の道路・公園・河川などを対象とした市民一斉清掃の実施。管理されていないあき地内の除草を土地所有者に指導。無秩序な土採取や埋立など事業を抑制するための条例に基づく技術的な指導	環境課
動物適正飼養啓発推進事業	保健所等の関係機関と連携し、犬・猫などの動物の適正な飼育の啓発を推進	環境課

### ■3 水質・騒音等の監視

主要事業	事業概要	担当所属
水質・騒音・振動調査事業	市内主要河川の水質検査、環境騒音・環境振動の測定及び騒音規制法第18条の規定による自動車騒音常時監視面的評価の実施	環境課

### ■4 不法投棄の未然防止

主要事業	事業概要	担当所属
不法投棄等監視体制強化事業	環境パトロールの実施と監視カメラなど監視システムの効果的な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、野焼きなどに対する監視を強化	環境課

#### 関連計画

- ・京田辺市都市計画マスタープラン
- ・京田辺市立地適正化計画
- ・京田辺市環境基本計画

### 3 地球温暖化対策・循環型社会



#### 現状と課題

- 本市は令和3年(2021年)までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを令和3年(2021年)2月に宣言しました。脱炭素化など環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、市民との協働も含めたさらなる取組みが必要です。
- 市民一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。また「京田辺エコパークかんなび」との協働によるリユース事業が大きな効果をあげています。ごみ排出量の削減やリユース量のさらなる増加に向けた取組みが必要です。また、環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設が更新時期を迎えたため、新たな施設の整備が進められています。

#### 基本方針

- ゼロカーボンシティの実現に向け、公用車の電動車化や公共施設におけるエネルギー効率の向上などに取り組むほか、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民会議も活用しながら、再生可能エネルギーの活用や環境に優しいライフスタイルなどの啓発により、温室効果ガスの排出削減を推進します。
- ごみの減量化・再資源化や適正な処理を推進するとともに、令和7年度(2025年度)の稼働を目指し、環境負荷が少ない可燃ごみ処理施設の整備を進めます。
- 市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進します。



エコパークかんなびでのリユース品販売

## 施策展開

### ■1 温室効果ガスの排出削減

主要事業	事業概要	担当所属
ゼロカーボンオフィス推進事業	公用車の電動車化や公共施設へのLED照明の導入、新築建造物のZEB*化などへ率先して取り組み、温室効果ガスの排出を削減	環境課
地球温暖化対策推進事業 【重点 III-2】	ゼロカーボンシティの実現に向け、住宅用蓄電池・太陽光発電システム設置の補助、エネルギー効率のよいライフスタイルや事業活動の啓発などにより温室効果ガスの削減目標達成への取組みを推進、市内の機運を醸成	環境課

### ■2 ごみ減量化・再資源化・適正処理の推進

主要事業	事業概要	担当所属
ごみ適正処理事業	一般廃棄物の適正処理、安全・安心、安定的な中間処理及び最終処分	清掃衛生課
ごみ減量化推進事業	ごみの減量化やプラスチックなどの再資源化を推進するため、再生資源集団回収の支援や京田辺エコパークかんなびの活動支援、市民啓発の実施	清掃衛生課
可燃ごみ広域処理施設整備事業 【重点 III-2】	令和7年度(2025年度)の稼働を目指し、環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設に代わる環境負荷の少ない新たなごみ処理施設を整備	ごみ広域処理推進課

### ■3 市民協働による環境施策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
環境保全活動支援事業	環境フェスタや参加・体験型イベント等、市民団体が行う環境保全活動を支援	環境課

#### 関連計画

- ・京田辺市環境基本計画
- ・京田辺市ゼロカーボンオフィス実行プラン
- ・京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- ・京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- ・ごみ処理施設整備基本構想
- ・可燃ごみ広域処理施設整備基本計画

\* Z E B : Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で使用する年間のエネルギーの収支を実質ゼロにすることを目指した建物のこと。

〈2〉 緑に包まれた美しいまち 【緑】



## 〈3〉 いきいき健康で明るいまち 【健康】

- 1 健康づくり
- 2 地域福祉
- 3 高齢者福祉
- 4 障がい者福祉
- 5 社会保障



## 現状と課題

- 本市では、「健やか」「幸せ」という言葉を組み合わせた「健幸」をテーマに、歩く健幸づくりや食育、健幸パスポート事業等、健康への意識啓発と健康管理を促進しています。また、疾病がある人も重症化を予防し健康寿命の延伸が図られるような取組みを進めています。
- 健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりと健康づくりが求められています。また、国内の自殺者数が増加しており、生きるために包括的な支援が必要となっています。
- コロナ禍を踏まえ、災害や新興感染症などにも対応でき、市民の社会経済活動への影響が最小限となる地域医療体制が必要です。

## 基本方針

- 生涯を通じた健康づくりを基礎として、ライフステージごとに健康課題を明確にし、その解決に向けた疾病予防や早期発見、早期治療などができる健康管理を促進します。また、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと生活するための「生きる支援」の取組みを進めます。
- 医療機関、事業所などの関係機関との連携を推進し、災害時にも対応できる地域医療体制の充実に努めます。
- 予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発、新興感染症への対応など、感染症対策を進めます。

## 施策展開

### ■1 生涯を通じた健康づくりの推進

主要事業	事業概要	担当所属
健康づくり事業 【重点I-4】	歩く健幸づくり事業、こころの健康づくり事業、受動喫煙防止の推進、健幸パスポート事業等市民の積極的な健康づくりを支援するとともに、食生活改善推進員協議会と連携し、食育を推進	健康推進課
高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業	高齢者へのはり、きゅう、マッサージの施術費助成	国保医療課
生きる支援推進事業	“生きる”支援計画(自殺対策計画)に基づき、心身の健康づくり、地域や社会とのつながりづくり、孤立させない仕組みづくりなど、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと生活するための支援を推進	障がい福祉課

## ■2 健康管理の促進

主要事業	事業概要	担当所属
成人保健事業	各種検(健)診、健康教育及び健康相談などの保健指導を通じて、生活習慣病の疾病予防や重症化予防を図ることで、市民の健康寿命の延伸、生活の質の向上を推進	健康推進課
国民健康保険特定健康診査等事業	国民健康保険被保険者への特定健康診査、特定保健指導、人間ドックの助成の実施及びデータ管理、府・医療機関と連携した受診勧奨や保健指導による重症化予防	国保医療課
後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療被保険者への高齢者健康診査の実施	国保医療課
後期高齢者医療人間ドック等助成事業	後期高齢者医療被保険者への人間ドック等の助成	国保医療課

## ■3 地域医療体制の充実

主要事業	事業概要	担当所属
診療所運営事業	休日応急診療所を開設し、休日における市民の初期救急医療を実施、地域医療体制を充実	健康推進課
医師会等との連携事業	健康づくりや健康管理など市民の健康の保持・増進のため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携。災害時の医療救護活動など協力体制を強化	健康推進課

## ■4 感染症対策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
感染症対策事業	感染症のまん延及び重症化予防のため、予防接種事業を実施。エイズ等感染症の正しい知識の普及啓発、新型インフルエンザ等新興感染症対策の充実	健康推進課

### 関連計画

- ・京田辺市健康増進計画・食育推進計画
- ・京田辺市“生きる”支援計画(自殺対策計画)



駅階段への消費カロリー表示



## 現状と課題

- ・地域の課題が複雑多様化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まっています。それらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立が求められています。

## 基本方針

- ・誰もが生涯にわたり、住み慣れた地域で「一人ひとりの人権が尊重され、その人らしく自立した生活をおくことができる」支援体制を構築します。
- ・市民がお互いの個性を尊重し合いながらふれあい、地域の多様な生活課題に向けて、地域全体が一丸となって取り組めるネットワークづくりを、社会福祉協議会や福祉事業所・団体などと連携して進めます。
- ・社会福祉協議会との連携を強化するとともに、地域福祉活動の拠点となる社会福祉センターを有効に活用します。

## 施策展開

### ■1 多機関による情報共有、支援体制の構築

主要事業	事業概要	担当所属
重層的支援体制整備事業 【重点II-4】	市全体の支援機関・地域の関係者が属性や世代を問わず相談を受け止め、切れ目ない支援体制を構築するとともに、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施	社会福祉課

### ■2 地域における助け合いのネットワークづくり

主要事業	事業概要	担当所属
絆ネット支援事業	地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴をいかしながら協力し合うネットワークを構築し、地域全体での見守り活動などを支援	社会福祉課

### ■3 地域福祉活動に参加しやすい環境の整備

主要事業	事業概要	担当所属
地域福祉活動の拠点づくり事業	地域福祉増進のため、社会福祉協議会との連携をより深め、支援体制を強化。また、福祉関係団体やボランティア団体などの活動の場となる市社会福祉センター等の活動拠点を充実	社会福祉課

#### 関連計画

- ・京田辺市地域福祉計画



民生委員・児童委員による子育てサロン

## 3

## 高齢者福祉



## 現状と課題

- 本市の高齢化率は、全国や京都府に比べ低いものの、すでに24%を超え超高齢社会に入っている。高齢者世帯や一人暮らし高齢者、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあるため、引き続き支援体制を強化する必要があります。
- 高齢者の認知症患者数有病率の将来推計によると、認知症患者は令和12年(2030年)までに高齢者の5人に1人を超えると推定されています。引き続き包括的な支援を進めていく必要があります。
- 高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するために、高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。労働者に占める65歳以上の人の比率は年々上昇しており、人生100年時代を見据えた高齢者が社会の一員として、生活を楽しみ、地域社会に貢献できる環境づくりが求められています。

## 基本方針

- 高齢者の生活支援と介護予防を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- 地域包括ケアシステム\*を充実させるため、医療、介護、福祉の関係機関の連携を進めるなど、高齢者などに対する包括的な支援を推進します。
- 高齢者の健康維持、社会参加の促進、生きがいづくりに向けた取組みを進めます。

## 施策展開

## ■1 高齢者の生活支援と介護予防の推進

主要事業	事業概要	担当所属
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者などを対象とした介護予防・生活支援サービス事業及びすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業の推進	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業	高齢者生活支援ヘルパー派遣、手すりの設置、段差解消などの居住設備改善補助、独居高齢者の24時間安心見守り事業、補聴器購入費助成、電磁調理器などの日常生活用具の給付を行うとともに、給食サービス事業、ふとん丸洗い事業等を実施する社会福祉協議会への補助の実施、在宅医療・介護の連携	高齢者支援課
老人医療費助成事業	65歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人への医療費窓口負担の一部助成	国保医療課

\*地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳保持と自立生活支援のため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするための包括的な支援・サービス提供体制。

## ■2 高齢者などに対する包括的な支援

主要事業	事業概要	担当所属
認知症施策推進事業	認知症となっても生きがいをもって、地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援拠点づくり事業、運動教室の開催、認知症カフェの設置、SOSネットワーク事業、認知症初期集中支援チームの設置など、当事者と家族に対して支援。認知症センターの養成や、認知症の人の作品展示や声かけ見守り訓練等、地域や職域で認知症への理解を深めるための啓発活動を推進	高齢者支援課
地域包括支援センター運営事業	地域包括ケアシステムの中核的な組織である地域包括支援センターを運営し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント等を推進	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実と強化、高齢者の社会参加を推進	高齢者支援課
高齢者見守り事業	喜寿、米寿、白寿、紀寿を迎える人に祝金等を贈呈。生活状況などの聞き取り調査を行い実態を把握、必要な人には民生委員・児童委員による見守りを実施	高齢者支援課

## ■3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

主要事業	事業概要	担当所属
高齢者いきいきポイント事業 【重点II-4】	高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図るとともに、地域におけるボランティア活動を奨励・推進するため、ボランティア活動に対して奨励金を交付	高齢者支援課
高齢者の身近な居場所づくり支援事業 【重点II-4】	身近な場所で高齢者が集える居場所づくりを支援、また保健事業と介護予防の一体的実施事業としてフレイル*予防教室等を開催	高齢者支援課
老人福祉センター等運営事業	高齢者の憩いの場、交流の場として、安心・快適な環境を提供し、社会参加機会を充実	高齢者支援課
老人クラブ助成事業	高齢者の地域での社会奉仕活動や友愛訪問活動等の老人クラブ活動の支援を行うため、老人クラブ連合会及び地域の単位老人クラブに助成を行い、組織の育成を推進	高齢者支援課
シルバー人材センター助成事業	高齢者福祉の増進などのため、シルバー人材センターが実施する高年齢者能力活用事業等に要する経費の一部を補助	高齢者支援課

### 関連計画

- ・京田辺市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)

\*フレイル：健常な状態と要介護状態の中間の状態で、加齢によって筋力や認知機能などが低下した状態。

## 4 障がい者福祉



### 現状と課題

- 令和4年(2022年)に「障害者総合支援法」が改正されました。障がいのある人が自ら望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実と障がいのある児童に対する支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応が求められています。また、相談支援の質の向上も求められています。

### 基本方針

- 障がい者(児)の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解と協力のもとで受けることができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図ります。
- 農福連携をテーマとして整備する田辺公園を活用し、障がいのある人の自立と社会参加を促進する仕組みを構築します。また、障がい者団体の育成、支援を進めます。

## 施策展開

### ■1 障がい者福祉サービスの充実

主要事業	事業概要	担当所属
自立支援給付事業	障がいのある人の自立支援と福祉の向上のため、障害者総合支援法に基づき介護給付費、訓練等給付費、補装具費、自立支援医療費等を支給	障がい福祉課
地域生活支援事業(障がい者福祉サービス)	障がいのある人の地域での自立を支援するため、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供(相談支援事業、日常生活用具給付事業等)。障がいのある人の生活を地域社会全体で支えるサービス提供体制の構築	障がい福祉課
特別障害者手当等給付事業	精神又は身体に重度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障がいのある人に特別障害者手当を支給	障がい福祉課
障害児通所給付事業	障がいのある児童に対する支援や自立促進などのため、児童福祉法に基づき障害児通所給付費、障害児相談支援給付費等を支給	障がい福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい児(者)への医療費自己負担額の助成	国保医療課
重度心身障害老人健康管理事業	重度障がいのある後期高齢者への医療費自己負担額の助成	国保医療課

## ■2 障がいのある人の社会参加の促進

主要事業	事業概要	担当所属
地域生活支援事業(社会参加促進)	障がいのある人の地域での社会参加や就労を支援するため、意思疎通支援、手話奉仕員等養成、移動支援、地域活動支援センター等、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供	障がい福祉課
障がいのある人への理解促進研修・啓発事業(再掲)	障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じることがないよう、市民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取組みを推進	障がい福祉課
障害者権利擁護推進事業	障がいのある人の尊厳を守り、障がいのある人の自立及び社会参加を促進するため、虐待防止センター事業、成年後見制度利用支援事業等、権利擁護に対する必要な援助を実施	障がい福祉課
障がい者就労支援事業 【重点II-4】	田辺公園を障がいのある人の社会的自立に必要な技術の習得、就労訓練の場として活用するとともに、企業と障害福祉事業所をつなぎ、障がいのある人の雇用拡大と地域共生社会の実現を推進	障がい福祉課

## ■3 障がい者団体の育成と支援

主要事業	事業概要	担当所属
障がい者団体活動等支援事業	障がい者団体の活動を支援	障がい福祉課

### 関連計画

- ・京田辺市障害者基本計画
- ・京田辺市障害福祉計画
- ・京田辺市障害児福祉計画



就労支援支援事業所の製品



## 現状と課題

- ・少子高齢化、家族のあり方や雇用環境の変化など社会構造の変化により、市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる社会保障の役割は、ますます重要になっています。
- ・今後も持続可能な社会保障制度を確立するための制度改革などが予測されることから、適切な対応が必要です。

## 基本方針

- ・市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等の制度に対する周知と啓発を進め、制度の健全で適正な運営を推進します。また、生活困窮者への自立支援を推進します。

## 施策展開

### ■1 介護保険

主要事業	事業概要	担当所属
介護保険運営事務	介護保険事業の安定的・継続的な運営のための、保険料徴収、介護認定、計画作成、保険給付その他介護保険に関する事務	介護保険課

### ■2 国民健康保険

主要事業	事業概要	担当所属
国民健康保険事務	国民健康保険税の賦課徴収、口座振替の促進、未納世帯への督促状の送付、京都地方税機構との連携、短期証の発行、広報などによる納付勧奨、後発医薬品利用の推進	国保医療課

### ■3 後期高齢者医療制度

主要事業	事業概要	担当所属
後期高齢者医療制度事務	京都府後期高齢者医療広域連合との連携による給付、保険料の賦課徴収、窓口業務、制度の周知と啓発など	国保医療課

## ■4 国民年金

主要事業	事業概要	担当所属
国民年金事務	国民年金加入者に対し、老齢年金の受給権を確保し、安定した将来生活を保障するため、保険料納付の大切さを理解してもらい、着実な納付に結びつけるよう、窓口での勧奨や広報による周知を推進	市民年金課

## ■5 医療費等助成

主要事業	事業概要	担当所属
老人医療費助成事業(再掲)	65歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人への医療費窓口負担の一部助成	国保医療課
重度心身障害者医療費助成事業(再掲)	重度心身障がい児(者)への医療費自己負担額の助成	国保医療課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭への医療費自己負担額の助成	国保医療課
重度心身障害老人健康管理事業(再掲)	重度障がいのある後期高齢者への医療費自己負担額の助成	国保医療課
高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業(再掲)	高齢者へのはり、きゅう、マッサージの施術費助成	国保医療課

## ■6 生活困窮者の自立支援

主要事業	事業概要	担当所属
生活保護事業	失業などによる収入の減少や疾病などにより就業できないなど、生活困窮となった人に対し、最低生活の保障と自立の助長を目的として、生活保護法に基づき保護を実施、健康管理支援や就労支援による被保護者の自立を推進	社会福祉課
自立促進総合対策事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に係る自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、子どもに対する学習支援、生活困窮者貸付事業、その他の生活困窮者の自立を支援する事業を実施	社会福祉課

### 関連計画

- ・京田辺市国民健康保険データヘルス計画
- ・京田辺市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)



## 〈4〉 子育てしやすく未来を育む 文化薫るまち 【文化・教育】

- 1 こども・子育て
- 2 就学前～小・中学校教育
- 3 社会教育
- 4 文化振興
- 5 スポーツ振興

1

## こども・子育て



### 現状と課題

- ・子育て世代包括支援センター\*と地域子育て支援拠点施設\*の開設や、伴走型相談支援事業等、子育て支援の充実を図っています。一方で、育児に不安を抱える保護者が多く見受けられることから、すべての妊婦や子育て家庭の孤立感や不安感を解消し、安心して出産・子育てできるよう、支援のさらなる充実と地域住民の積極的な参画が必要です。
- ・児童館では親子教室やふれあい広場をはじめ、高齢者や大学生との協働事業を実施しており、今後もこどもが健やかに育つ環境づくりが必要です。

### 基本方針

- ・地域子育て支援センターの機能向上や、気軽に子育て支援施設を利用できる仕組みづくり、相談支援体制の充実、子どもの居場所づくりをはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠、出産、育児に対する切れ目のない支援を推進します。
- ・各種保育サービスの充実や、子育て支援医療費助成、児童虐待未然防止等、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。



はぐはぐルーム松井山手

\*子育て世代包括支援センター：主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携調整などを行う施設。  
\*地域子育て支援拠点施設：子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することを目的とした施設。

## 施策展開

### ■1 妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援

主要事業	事業概要	担当所属
母子保健事業	産前・産後サポート事業、産後ケア事業、不妊治療助成、母子健康手帳の交付、妊娠婦健康診査、パパママセミナー、産前産後ヘルパー派遣事業、こんにちはあかちゃん事業、乳幼児発達相談事業等を実施	子育て支援課
乳幼児健診事業	3ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児の節目の時期に心身、歯科などの健康診査を行い、心身の異常や疾病などを早期に発見し、適切な助言指導などを実施。また、保護者の相談や育児不安に対する支援を実施	子育て支援課
予防接種事業	感染予防、発症予防、症状の軽減、病気のまん延などを防止するため、予防接種法に基づいた各種予防接種を実施	子育て支援課
伴走型相談支援事業 【重点I-1】	経済的支援に加え、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を実施	子育て支援課
子育て支援拠点強化事業 【重点I-1】	核家族化の進行に伴う育児不安の増大などに対応するため、地域子育て支援センター等の子育て支援拠点や相談機能を設置・再編し、子育てに関する情報提供や相談支援を実施することにより、切れ目ない子育て支援体制を構築	こども未来政策推進室
「(仮称)京田辺市こども計画」策定事業 【重点I-1】	「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」に定める子育て環境をソフト・ハードの両面から向上させる内容のほか、少子化に対応する施策や、こども・若者の貧困への対策など、こども・若者に関連する事業を一体的にまとめた「(仮称)京田辺市こども計画」を策定・推進	こども未来政策推進室



パパママセミナー

## ■2 こどもが健やかに育つ環境づくり

主要事業	事業概要	担当所属
子育て支援医療費助成事業	子どもの健康保持や増進のため、0歳から高校生の年齢までの対象児に係る医療費を助成	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭や寡婦が自立に向けて取り組むための支援として、母子・父子自立支援員による相談・支援などの子育て・生活支援や、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等の就業支援、児童扶養手当の支給などの経済的支援を実施	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭への医療費自己負担額の助成	国保医療課
児童館事業	個別的・集団的な遊びを通じて、児童の健康増進、情操を育むための事業(なかよしクラブ)を実施。また、0～2歳児を対象に親子教室を開催。就学前の乳幼児との保護者を対象に親子で自由に遊べるふれあい広場等を開催	子育て支援課
児童虐待未然防止事業	児童虐待未然防止を目的に、要保護児童対策地域協議会を設置し、家庭児童相談室が中心となり要保護児童や要支援児童などへの支援・広報・啓発を実施	子育て支援課
こどもイベント開催事業 【重点I-1】	地域・大学・行政などが連携した、こどもが主役となり安心して楽しめるイベントを開催	こども未来政策推進室
各種保育サービス事業 【重点I-3】	保育を必要とする就学前児童の保護者の「子育て」と「就労」の両立の支援を目的とした一時的保育事業及び病児保育事業の実施。市立保育所・こども園における看護師の配置による医療的ケア児の受け入れ環境の充実	保育幼稚園課
留守家庭児童会運営事業 【重点I-6】	放課後に保護者が就労などで家庭にいない児童の健全な育成のため、民間活力をいかすなど留守家庭児童会のサービス向上を推進	社会教育課
青少年健全育成事業 【重点I-6】	地域・学校パートナーシップ事業、放課後子ども教室事業、二十歳のつどい等の実施	社会教育課

### 関連計画

- ・こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針
- ・京田辺市子ども・子育て支援事業計画



南山こどもセンターでの活動



二十歳のつどい

## 2 就学前～小・中学校教育



### 現状と課題

- ・女性の社会進出などにより、幼稚園の園児数が減少傾向にある一方、保育所（園）の園児数は増加傾向にあります。待機児童対策に取り組みつつ、将来的な就学前児童数の減少も見据えた対応が必要です。また、ニーズが多様化するなか「幼保連携型認定こども園\*」の整備などに取り組みます。
- ・特色ある学校づくりのほか、小・中学校に学校司書を配置するなど、学習環境の充実を図っています。また、近年の少子化の進行や宅地開発などによって学校における児童生徒数の偏在が課題になっています。
- ・学習意欲や学力の向上に加え、将来を見据え自律的に行動する力や、互いを思いやる力、日常生活での危険から自らの心身を守る力、社会の変化に対応できる力の育成が必要です。
- ・不登校やいじめ問題、児童虐待、子どもの貧困などへの対応や子どもが安全に通学できる環境づくり、学校施設の老朽化などに対応するため引き続き学校施設長寿命化計画に基づく整備、改修などが必要です。

### 基本方針

- ・幼児の豊かな情操や個性を伸ばし、社会性を育むとともに、小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供します。また、地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園や民間保育園などの整備を計画的に実施します。
- ・学習指導要領の趣旨の実現に向け、創意工夫をいかした特色ある教育活動を開拓するとともに、個々の学習状況を的確に把握し、確かな学力を確実に伸ばしていきます。
- ・子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、互いを尊重する態度や人間関係を築く力、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う道徳教育を推進します。また、生涯にわたって心身とともに健康で安全な生活を営むために必要な体力や危機対応能力などを育成するとともに、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供します。さらに、持続可能な社会づくりへの意欲を高めるとともに、多様性や異文化の理解、情報教育など、社会の変化に対応する人材を育成します。
- ・家庭や地域社会との連携や児童生徒数の偏在解消による学校の教育力の向上を図ります。また、子どもが安全・安心な環境で学ぶことができ、充実した生活が送れるよう、ソフト・ハード両面で教育環境の充実に努めます。

\*幼保連携型認定こども園：学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ施設。3歳以上であれば保護者の就労の有無に関わらず通うことができる。

## 施策展開

### ■1 質の高い就学前教育・保育の提供

主要事業	事業概要	担当所属
就学前教育・保育充実事業	就学前の子どもに小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供するため、幼小接続カリキュラムなど市独自のカリキュラムの展開とともに、大学との連携により、就学前教育・保育施設の教諭・保育士などを対象とした合同研修会を開催	保育幼稚園課
市立保育所等運営事業	保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育所・認定こども園における保育事業、延長保育、健康管理等を実施、小学校との連携強化を推進	保育幼稚園課
民間保育園・認定こども園等運営支援事業	民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所を利用する児童に要する費用の給付及び保育事業への支援	保育幼稚園課
各種保育サービス事業 (再掲) 【重点I-3】	保育を必要とする就学前児童の保護者の「子育て」と「就労」の両立を目的とした一時的保育事業及び病児保育事業の実施。市立保育所・こども園における看護師の配置による医療的ケア児の受け入れ環境の充実	保育幼稚園課
市立幼稚園運営事業	幼稚園における幼児教育の充実、園児が安全、快適に過ごせる環境の確保とともに、預かり保育事業の実施などにより、保護者ニーズに対応した幼稚園サービスの向上、小学校との連携強化を推進	保育幼稚園課

### ■2 就学前教育・保育施設の整備

主要事業	事業概要	担当所属
幼稚園・保育所再編整備事業 【重点I-2】	市立幼稚園・保育所再編整備計画に基づき、市中部地域の拠点として、河原保育所を幼保連携型認定こども園へ移行する。また、同地域の草内幼稚園と草内保育所について、施設機能の変更を含めた施設のあり方を検討	こども未来政策推進室
民間保育園等整備事業 【重点I-2】	今後も保育ニーズの高まりが見込まれるなか、待機児童の発生を抑止するため、保育園などについて、民設民営方式での整備を検討	こども未来政策推進室



民間事業者と連携した水泳の授業



幼稚園での活動

### ■3 確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る教育の推進

主要事業	事業概要	担当所属
確かな学力充実事業 【重点I-4】	「全国学力・学習状況調査」等の分析・活用により、個々の学習状況を的確に把握し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の実践や探究的な学習の充実を進め、確かな学力の充実・向上を推進	こども・学校サポート室

### ■4 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

主要事業	事業概要	担当所属
道徳教育の推進事業	豊かな心の育成のため、内面に根ざした道徳性の育成を図るとともに、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、児童生徒が主体的に考え議論する教育を推進	こども・学校サポート室

### ■5 たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

主要事業	事業概要	担当所属
体力・運動能力向上事業	幅広い運動を経験させるとともに、体育の授業や体育的行事の工夫に努めることにより、基礎的な体力、運動能力の向上を推進	こども・学校サポート室
学校給食運営事業 【重点I-4】	安全・安心で快適な食育環境の確保を図り、児童生徒が安心できる地元産農産物を利用した学校給食を提供	学校給食課

### ■6 社会の変化に対応する教育の推進

主要事業	事業概要	担当所属
国際理解教育事業	国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国人の外国語指導助手を導入することにより、生きた外国語（英語）や外国文化・生活に触れる機会を提供し、コミュニケーション能力の向上と国際感覚を養成	こども・学校サポート室
情報教育推進事業	学校のICT*環境を整備し活用を進め、より効果的な授業を実現し、こどもたちが情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」や「情報モラル」、「デジタル・シティズンシップ*」などを育成。また、増加し複雑化する小・中学校の校務の情報化を推進	こども・学校サポート室

\* ICT : Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、情報や通信に関する技術の総称。  
\*デジタル・シティズンシップ：デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。

## ■7 教育力の向上

主 要 事 業	事 業 概 要	担 当 所 属
小学校・中学校運営事業	小・中学校教育の充実のため、適正な人員配置、教材整備など、小・中学校の管理運営を実施	学校教育課
小学校・中学校健康管理事業	児童生徒の健康を保持するための検診の実施(内科、歯科、眼科、耳鼻科検診、心臓検診等)	学校教育課
小学校・中学校就学支援事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学援助事業(学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の支給)を実施	学校教育課
コミュニティ・スクール推進事業	普賢寺小学校で小規模特認校制度による市内全域からの入学を受け入れ、学校運営協議会により、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進め、児童生徒を健全育成	学校教育課
通学安全対策事業(再掲)	地域と学校、行政が協力し、児童生徒が安全に安心して通学できるように、通学路の通学方法や危険箇所の把握と改善対策を実施、児童生徒に対する安全対策などを推進	学校教育課
学校施設長寿命化改良事業	学校施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な活動が可能な環境づくりを進め、施設の長寿命化と管理運営の効率化を図るなど、適切なマネジメントを推進	学校教育課
児童生徒数偏在解消事業 【重点I-5】	培良中学校の特色化などにより学校間の児童生徒数の偏在による課題を改善、質の高い教育を実現	教育総務室／こども・学校サポート室／学校教育課
学校施設空調設備整備事業 【重点I-5】	市立小・中学校の体育館などへの空調設備整備により児童生徒の熱中症対策などを推進	学校教育課
教育支援センター充実事業 【重点I-5】	教育支援センターでの支援・相談機能の強化や学びの機会の充実による不登校児童生徒やその保護者、学校へのサポート	こども・学校サポート室
「(仮称)京田辺市新しい学校づくりプラン」策定事業 【重点I-5】	学校規模・学校配置の適正化、多様な学びに対応できる学習環境、学校附属施設のあり方に関する基本的な方針を示し、時代の変化に対応した学校環境を整備	教育総務室／こども・学校サポート室／学校教育課

### 関連計画

- ・こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針
- ・京田辺市子ども・子育て支援事業計画
- ・京田辺市教育振興基本計画
- ・京田辺市学校施設長寿命化計画

### 3

## 社会教育



### 現状と課題

- ・市民がその年齢に関わらず様々な学びを得られるよう、機会や環境を整備してきました。引き続き、生涯学習などを通じて市の未来を支える幅広い人材育成が必要です。
- ・すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立、活躍できる社会を目指して、家庭と地域の教育力の向上に取り組んできました。社会が目まぐるしく変化するなかで、引き続き、こども・若者を地域社会全体で見守り、育てる環境が必要です。

### 基本方針

- ・市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、自己実現や地域のつながりの形成、地域社会での学習成果の活用に取り組むことができる社会の実現に努めます。
- ・すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上と、地域社会の教育力を高めることで、地域全体でこどもや若者を健やかに育むとともに、地域のすべての人たちが、その絆を深め、人々が互いに思いやり、助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めます。



中央図書館



中央公民館での講座

## 施策展開

### ■1 生涯学習社会の実現

主要事業	事業概要	担当所属
生涯学習推進・支援事業 【重点I-6】	生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習推進基本計画に基づき人材バンクの派遣登録、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジの実施など、学習環境や子どもの居場所づくり等の活動機会の充実及び心豊かな社会をつくる自発的な学習活動を推進	社会教育課
中央公民館の講座等開設事業	市民ニーズに即した講座や教室の開設及びサークル活動の活性化の担い手となる人材育成のための講座を開設	社会教育課
分館公民館維持管理事業	分館公民館の新築、改築などを行う場合に費用の一部を負担。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実	社会教育課
社会教育関係団体等支援事業	地域活動の活性化を図る上で重要な役割を果たしている社会教育関係団体について、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるよう育成と支援を実施	社会教育課
図書館管理運営事業	中央図書館、分室及び移動図書館の運営を行い、図書館資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資する事業を実施	社会教育課
住民センター管理運営事業	市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進のため、北部・中部住民センターを管理運営	市民参画課

### ■2 人権教育の推進

主要事業	事業概要	担当所属
人権教育推進事業(再掲)	人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催	人権啓発推進課／社会教育課

### ■3 家庭・地域社会の教育力の向上

主要事業	事業概要	担当所属
青少年健全育成事業(再掲) 【重点I-6】	地域・学校パートナーシップ事業、放課後子ども教室事業、二十歳のつどい等の実施	社会教育課
家庭教育推進事業	地域子育てセミナー、子育て理解講座、地域子育て井戸端会議を実施	社会教育課

#### 関連計画

- ・京田辺市生涯学習推進基本計画
- ・京田辺市教育振興基本計画



## 現状と課題

- ・市民まつりや美術公募展をはじめ、身近に文化を感じられる場を創出するとともに、美術公募展のバーチャル化などにより、地域の文化情報を発信しています。文化にふれる機会づくりや文化活動の支援とともに、文化振興の人材育成、文化情報の発信が必要です。
- ・市指定文化財などの修理保存や伝統文化の保存と継承を支援しています。文化財の保護・活用事業として、文化財案内板の整備や、文化財に関する講座を開講しています。伝統文化や文化財の保存・継承・活用を図るとともに、市史編さん事業の推進が必要です。
- ・文化活動の拠点となる新たな複合型公共施設の整備に向けて取組みを進めています。

## 基本方針

- ・市民が気軽に文化にふれることができる機会づくりや個性豊かな文化活動に対する支援に取り組むとともに、これからの文化振興を担う人材の育成、文化情報の発信を進めます。
- ・伝統文化や文化財の保存と継承に努めるとともに、文化資源を市民共通の財産として位置づけ、その活用に努めます。また、引き続き、市史編さん事業を進めます。
- ・質の高い鑑賞空間や多様な文化活動を行うことができる機能を備え、多彩な事業の展開を通じて文化ネットワークの中心となる文化施設の整備を進めます。



市民まつり(たなフェス)



京田辺市展

## 施策展開

### ■1 文化にふれる機会の充実・文化活動の支援・人材育成

主要事業	事業概要	担当所属
市民まつり開催事業 【重点II-3】	市民まつりを開催し、市民に文化活動の発表の場を提供。文化活動への積極的な参加と文化の相互交流を促進、市の特色をいかした文化振興を図るとともに、新たな文化を創造	文化・スポーツ振興課
文化振興事業 【重点II-2】	市民に文化・芸術にふれる機会を提供するとともに、文化活動を支援、市の文化の発展と人材育成に寄与。パブリックアート(公共空間を活用した芸術活動)を通じて日常生活の中で広く芸術の魅力を発信することで、市民と芸術の接点を増やし、都市格を向上	文化・スポーツ振興課

### ■2 文化資源の活用

主要事業	事業概要	担当所属
埋蔵文化財発掘調査事業	埋蔵文化財発掘調査の実施および報告	文化・スポーツ振興課
文化財保護・活用事業	文化財の新指定、指定文化財の修理などへの助成、市指定無形民俗文化財の保存、継承への助成、文化財案内板の設置及び修繕、文化財に関する講座の開講	文化・スポーツ振興課
史跡広場整備事業 【重点II-2】	国指定史跡となった天理山古墳群を適切に保存し、史跡広場として市民やこども達が学び、古墳に親しめる場として整備活用を推進	文化・スポーツ振興課
京田辺市史編さん事業	最新の知見に基づく調査により、市制施行を経た本市の歴史を辿ることを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域の将来像を描く基礎とするため京田辺市史を編さん	文化・スポーツ振興課

### ■3 文化施設の整備と活用

主要事業	事業概要	担当所属
文化施設整備事業 【重点II-2】	文化活動の拠点となる新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニティ関連などの機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進	都市みらい室／文化・スポーツ振興課／社会教育課

#### 関連計画

- ・京田辺市文化振興計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

## 5 スポーツ振興



### 現状と課題

- 市民のスポーツ・レクリエーションへのニーズが多様化するなか、施設の拡充や機会づくりを進めてきました。市民の誰もがそれぞれのライフステージ、体力、目的などに応じ、生涯にわたって健康で健全な生活を実現するとともに、スポーツによる交流を促進するため、生活の一部としてスポーツを取り入れられるよう施策を展開することが必要です。
- 国際自転車ロードレース「ツアーオブジャパン(TOJ)京都ステージ」が、毎年5月に本市および精華町を舞台として開催されており、自転車を活用した地域づくりなど特色ある取組みをさらに進め、まちの魅力を高めていく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション施設については、幅広い余暇活動の推進に向け、施設のポテンシャルをいかした改善が必要です。

### 基本方針

- どのライフステージにおいてもスポーツを楽しめる機会を充実させるとともに、プロスポーツ選手の合宿などを活用し、スポーツによる健康の増進や交流の促進を図ります。また、スポーツを支える人材の育成と確保、スポーツ団体の活動支援を進めます。
- 市の特色をいかした国際スポーツイベントなどによるまちの魅力づくりに取り組みます。
- 野外活動センターにおいて幅広い年代のアウトドア活動の機会を提供できるよう、民間事業者のノウハウにより管理、運営及び施設整備を行います。



TOJ 京都ステージ



全国小学生ハンドボール大会

## 施策展開

### ■1 生涯スポーツの機会の充実・活動支援・人材育成

主要事業	事業概要	担当所属
スポーツ推進事業 【重点 II-2】	生涯スポーツ機会の充実に向け、小学生向けハンドボール教室、生涯スポーツフェスティバル等、各種スポーツ・レクリエーションイベントを開催。性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツ活動を促進	文化・スポーツ振興課
体育振興事業	スポーツ情報の積極的な発信やスポーツ推進委員の活動と連携して「生涯スポーツ」を推進。選手激励金制度や市スポーツ賞表彰等を通じて「競技スポーツ」を推進	文化・スポーツ振興課
体育団体等育成事業	NPO法人京田辺市スポーツ協会や京たなべ・同志社スポーツクラブの支援、市民総合体育大会や全国小学生ハンドボール大会の開催支援など、スポーツ振興に関する団体を育成し活動を支援。各種競技会への参加、開催及び人材育成を支援	文化・スポーツ振興課
スポーツ合宿等による交流事業 【重点 II-2】	プロスポーツ選手の合宿などを誘致、スポーツ選手との交流を促進。市民のスポーツ活動を活性化	文化・スポーツ振興課

### ■2 国際競技大会の推進

主要事業	事業概要	担当所属
自転車を活用した地域づくり推進事業	国際自転車ロードレース「TOJ京都ステージ」の開催などを通じて、日常的に自転車を楽しめる取組みや、サイクリストを呼び込む取組みを推進	文化・スポーツ振興課
ワールドマスターズゲームズ*開催事業	ワールドマスターズゲームズ2027関西のハンドボール競技を本市において開催、生涯スポーツの機運を醸成	文化・スポーツ振興課

### ■3 スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実

主要事業	事業概要	担当所属
有料公園施設運営事業	市民のスポーツニーズに応え、より良いスポーツ環境を構築するため、田辺中央体育館及び田辺公園プール等の有料公園施設などを管理・運営	文化・スポーツ振興課
野外活動施設整備事業 【重点 II-2】	広く市民の余暇活動の支援を図り、より利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、民間ノウハウを活用し、市民の利便性を向上、運営を効率化	文化・スポーツ振興課

#### 関連計画

- ・京田辺市スポーツ推進計画
- ・京田辺市教育振興基本計画

\*ワールドマスターズゲームズ：国際マスターズゲームズ協会が4年ごとに主宰する、おおむね30歳以上であれば、スポーツ経験や実績、障がいの有無を問わず誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。

〈4〉子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】



## 〈5〉 活力にみちた便利で快適なまち 【田園都市】

- 1 土地利用・市街地整備
- 2 道路・公共交通
- 3 都市環境
- 4 産業

## 1

# 土地利用・市街地整備



## 現状と課題

- ・豊かな自然環境や優良な農地とのバランスを大切にしながら、大都市近郊や学研都市の一翼という立地環境や交通条件をいかして、活力あるコンパクトなまちづくりを進めてきました。今後も、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、豊かな自然とのバランスを大切にした、利便性が高く、質の高い集約型都市構造の形成が必要です。
- ・少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に備え、持続可能なまちづくりを進めるため、拠点駅周辺においては、必要な都市機能の一層の集積を図り、さらなる市街地整備と再生を進めることができます。

## 基本方針

- ・計画的な土地利用とコンパクシティによるまちづくりを推進します。また、新たな土地利用の際には、地区計画などを併せて決定するなど、優良な市街地環境を形成するために、より細やかな規制、誘導を行います。
- ・拠点駅周辺において、魅力的な都市環境を備えた利便性の高い市街地の整備、再生を進めます。また、関西文化学術研究都市の計画的な整備を促進します。



学研都市南田辺地区(同志社山手)

## 施策展開

### ■1 計画的な土地利用とコンパクトシティの推進

主要事業	事業概要	担当所属
都市計画推進事業(再掲)	都市計画マスターplan及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施	計画交通課

### ■2 市街地の整備・再生

主要事業	事業概要	担当所属
田辺北地区新市街地整備促進事業 【重点 III-4】	組合施行の土地区画整理事業を促進し、商業、業務、文化、行政サービスなどの多種多様な都市機能が集積した新市街地を形成。ウォーカブルなまちづくりを推進、無電柱化などを検討	都市みらい室／建設政策推進室
新田辺東地区まちづくり促進事業	駅前広場や安全・安心な歩行空間の整備及び商業施設などの活性化による生活利便性の高い市街地整備の促進	都市みらい室

### ■3 関西文化学術研究都市の整備促進

主要事業	事業概要	担当所属
学研都市建設等促進事業 【重点 III-6】	関西文化学術研究都市の建設を進めるため、南田辺西地区において、関係機関と連携し、フードテックを核とした整備を促進、他市町と連携したまちづくりを推進	企画調整室

#### 関連計画

- ・京田辺市都市計画マスターplan
- ・京田辺市立地適正化計画



田辺北地区開発イメージ

## 2 道路・公共交通



### 現状と課題

- ・新たな市街地整備や産業活動の促進など、持続的なまちの発展を支える道路網の整備が必要です。また、集落間や主要道路との接続道路の整備による道路ネットワーク強化とともに、舗装修繕計画等に基づく安全確保が必要です。
- ・公共交通については、バスや鉄道の減便やバスの路線廃止・運転手不足などの課題が深刻化しています。地域公共交通活性化協議会においてバス、鉄道やタクシーなどの事業者との連携による持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が必要です。
- ・バリアフリー基本構想に基づき、公共空間のバリアフリー化を進めてきました。段差解消や点字ブロック設置などによるバリアフリー化の継続とともに、あらゆる人々にとって移動しやすい空間づくりが必要です。
- ・京田辺市(松井山手駅付近)に、北陸新幹線新駅の設置が予定されています。京都府を中心に、関係団体と連携しながら、北陸新幹線早期整備の促進が必要です。

### 基本方針

- ・市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進するとともに、集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努めます。
- ・鉄道、路線バス、タクシー事業者などの公共交通事業者が参画する地域公共交通活性化協議会での議論を通じて、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。また、公共空間などのバリアフリー化を進め、誰もが移動しやすいまちづくりを推進します。
- ・京都府を中心に関係団体と連携しながら、北陸新幹線の整備を促進します。



市内路線バス

## 施策展開

### ■1 道路の整備促進

主要事業	事業概要	担当所属
幹線道路整備促進事業	京奈和自動車道4車線化、国道307号線形改良、都市計画道路松井大住線(府道八幡木津線)、三山木普賢寺線(府道生駒井手線)整備などの国、府等関係機関への要望及び協議並びに市北部地域の交通混雑の解消に向けた新たな道路ネットワーク整備の検討	建設政策推進室
幹線道路整備事業 【重点 III-5】	都市計画道路大住草内線での測量設計や用地買収など、幹線道路網の整備	都市整備課
道路改良事業	集落間や主要道路との接続道路の整備	都市整備課
舗装維持修繕事業	舗装修繕計画に基づき、計画的かつ効率的な舗装修繕工事により道路利用者の安全で快適な通行を確保、道路維持管理費を節減	施設管理課

### ■2 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

主要事業	事業概要	担当所属
地域公共交通計画策定事業 【重点 III-5】	まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成。地域公共交通計画の策定、計画に基づく進捗管理	計画交通課

### ■3 バリアフリー化の推進

主要事業	事業概要	担当所属
バリアフリー化推進事業	高齢者や障がいのある人などすべての人に安全・安心な歩行空間を確保するため、段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を推進	都市整備課

### ■4 北陸新幹線新駅の整備促進

主要事業	事業概要	担当所属
北陸新幹線整備促進事業	北陸新幹線の早期整備を促進するため、府を中心に関係機関と連携した建設促進に係る活動を展開。田辺高校による「北陸新幹線ミニ鉄道」等PR活動を展開	企画調整室

#### 関連計画

- ・京田辺市都市計画マスタープラン
- ・京田辺市立地適正化計画
- ・京田辺市バリアフリー基本構想
- ・京田辺市国土強靭化地域計画



## 現状と課題

- ・将来的に空家の増加に伴う諸問題が顕在化、深刻化することが懸念されており、空家対策などの住宅環境の整備が必要です。
- ・市営住宅の長寿命化に向けた修繕や改善工事を進めており、今後も計画的な維持管理が必要です。
- ・市民の墓地需要に応えるため、市営墓地の運営を行っています。引き続き、市営墓地の維持管理が必要です。
- ・水道施設の耐震化、定期的な改修とともに、環境負荷低減の取組みが必要です。また、災害時においても安定供給できる強靭な水道施設の構築が必要です。
- ・これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理が必要です。
- ・し尿及び浄化槽汚泥などの適正かつ効率的な処理や施設の老朽化に伴う対策が必要です。
- ・施設の老朽化などを踏まえ、上下水道事業が持続可能な経営となるよう、経営の安定につながる取組みが必要です。

## 基本方針

- ・住宅のライフサイクルに応じた空家対策など、住宅の環境整備を進めます。
- ・市営住宅長寿命化計画に基づき、建物の維持管理に努めます。
- ・需要に応じた市営墓地の運営に努めます。
- ・安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組みます。
- ・公共下水道（污水）の事業計画に基づく整備を進めるとともに、これまでに整備した施設を安定的に利用できるよう、施設のストックマネジメント\*を推進します。また、農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。
- ・し尿及び浄化槽汚泥などについて、適正かつ効率的な処理を進めるとともに、環境衛生施設緑泉園のコンパクト化に取り組みます。
- ・下水道使用料の適正化などによって、経営の健全化を図り、持続可能な上下水道経営を進めます。

\*ストックマネジメント：施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。

## 施策展開

### ■1 住宅環境の整備

主要事業	事業概要	担当所属
空家等対策事業 【重点II-6】	住宅のライフサイクルに応じた対策(空家に関する相談会、除却・改修補助など)の実施。若者(大学生など)と高齢者が同居し交流するソリデール事業*の実施	開発指導課

### ■2 市営住宅の維持管理

主要事業	事業概要	担当所属
市営住宅長寿命化改修等事業	市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長寿命化などの整備事業を実施	開発指導課

### ■3 市営墓地の運営など

主要事業	事業概要	担当所属
市営墓地管理事業	大住霊園の維持管理及び使用手続と台帳管理、焼骨の埋蔵及び市民の祭祀の利便を確保	環境課
火葬料補助事業	火葬場利用における火葬料の一部を補助	環境課

### ■4 安全で安定的な水道水の確保と省エネルギー対策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
老朽水道管更新事業(再掲)	地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)を中心に更新などを推進、耐震性を強化	上水道課
水道施設維持管理事業(再掲)	水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進	上水道課
上水道安定供給事業 【重点III-3】	水源計画の見直し。身近で良質な自己水源について、非常時を含めた供給安定性を踏まえ、定期的な改修や新たな取水井を整備	上水道課

\*ソリデール事業：高齢世帯と学生の異世代同居をマッチングする事業。高齢者が若者に自宅の空室を低賃貸で提供する代わりに、若者は高齢者の心の支えになるような同居を推進している。

## ■5 下水道の整備

主要事業	事業概要	担当所属
公共下水道整備事業	排水区域の拡大など、下水道の事業計画に基づく整備の計画的実施	下水道課
下水道施設のストックマネジメント事業(再掲)	下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化	下水道課

## ■6 その他の汚水処理

主要事業	事業概要	担当所属
し尿等の適正処理事業	し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥の適正処理、施設機器の定期点検修理、し尿くみ取り料金の徴収	清掃衛生課
し尿処理施設再整備事業	緑泉園施設再整備基本計画等の策定、し尿処理施設緑泉園の再整備	清掃衛生課

## ■7 持続可能な上下水道事業の経営

主要事業	事業概要	担当所属
料金収納率向上事業	口座振替の推進、効率的な未納料金の回収による収納率向上	経営管理室
下水道使用料適正化事業	料金算定期間(4年間)での収支均衡を図り、下水道使用料を適正化	経営管理室

### 関連計画

- ・京田辺市空家等対策計画
- ・京田辺市営住宅長寿命化計画
- ・京田辺市水道ビジョン
- ・京田辺市下水道ビジョン
- ・京田辺市水道事業経営戦略
- ・京田辺市下水道事業経営戦略
- ・京田辺市国土強靭化地域計画



航空写真(北部)



航空写真(中部)



航空写真(南部)



## 現状と課題

- ・農業の担い手は減少傾向にあり、一部には耕作放棄地も見られます。後継者の確保や農地の集積を図るとともに、きめ細かい新規就農支援や営農指導のほか、生産性・効率性向上のための設備への支援が必要です。
- ・主要な特産物であるお茶やなすなどのブランド化に取り組んでおり、玉露については、全国、関西などの品評会において農林水産大臣賞・産地賞を受賞するとともに、地産地消の促進や、京都田辺茄子等の共同出荷推進事業にも取り組んでいます。今後も農産物特産品の振興のため、生産農家や団体への支援、食育などでの地産地消推進、市民・消費者へのPRなど、ブランド化や高付加価値化への取組みが必要です。
- ・農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備の促進が必要です。
- ・商工業分野においては、近年、事業所数や従業者数が横ばいで推移していますが、今後の担い手の確保のため、人材確保や事業承継の取組みが必要です。
- ・市北部、中部、南部それぞれに商業の拠点が形成されています。引き続き、魅力ある店舗の集積と市内店舗の利用促進が必要です。
- ・観光拠点の整備など、観光客の市内周遊や消費の増加を目指し取り組んでいます。今後も市内での滞在時間を増やし、消費に繋げる取組みが必要です。
- ・大学や交通網といった地域の資源を活用した産業の創出や企業立地の促進が必要です。

## 基本方針

- ・安定的な農業の担い手の確保と育成、農業経営の高度化、効率化を図るほか、玉露をはじめとするブランド力のある特産品の振興と販路開拓や幅広い食育による地産地消を推進します。
- ・農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備を促進します。
- ・市内商工業の活性化を促進するために、商工業の担い手の支援と育成を図り、経営支援の強化に取り組むとともに、市民、企業の連携を強化します。
- ・商業施設などが集積した魅力ある空間を形成し、誰もが買い物しやすい環境づくりに努めるとともに、滞在時間の増加による賑わいの創出を図ります。
- ・市民とともに魅力的な観光地をつくり、市民にも観光客にも癒しとやすらぎを提供し、「ひとやすみ」できるまちづくりを目指します。また、周辺市町村との連携による広域的な観光施策を推進します。
- ・产学研連携による新産業の創出を促進するとともに、交通利便性をいかした企業用地の確保と新たな企業立地の促進により自主財源の確保と雇用の創出に取り組みます。

## 施策展開

### ■1 農業の安定的な担い手の育成

主要事業	事業概要	担当所属
農業経営活性化支援事業 【重点III-6】	効率的な農業経営に向けた農作業受委託の組織づくりや出荷・選果の共同化を促進。生産技術の高度化や新品种の導入支援など農業経営の近代化促進及び認定農業者など農業の担い手育成支援	農政課
集落営農等推進事業	地域において農業の将来像を考える体制づくりを推進し、農地の整備、営農の担い手への集約を計画的に進める活動を支援	農政課
水田活用推進事業	水田農業全体としての所得向上などにより、農業者の経営安定化と食糧自給率を向上。水田の多面的機能維持のため実施する水田農業者への支援	農政課

### ■2 特產品の振興と販路開拓

主要事業	事業概要	担当所属
農業特產物振興事業	魅力ある農産物の振興に向け、茶業振興、農業・農村振興を推進し、農産物(玉露・碾茶、なす、えびいも、たけのこなど)のブランド化や高付加価値化に向けた取組みなどを支援	農政課

### ■3 幅広い食育・地産地消の推進

主要事業	事業概要	担当所属
地産地消・食育推進事業 【重点I-4】	市民農園や直売所の運営支援、学校給食や食育活動団体への支援など、農業や食文化への理解の向上を図るとともに、農産物の地元での消費を促進する活動を支援	農政課

### ■4 農地の保全と多様な活用

主要事業	事業概要	担当所属
中山間地域・多面的機能保全活動支援事業	中山間地域など耕作条件の不利な地域及びその他の地域における農地の保全活動を推進するため、農地の維持管理のための活動、共同化、流動化などの取組みを支援	農政課
土地改良事業	地域要望による基盤整備促進への支援、府と連携した田辺排水機場の更新及び農道舗装などの整備、地域での農業用施設の改修などに対する支援	農政課
鳥獣被害防止対策事業	野生鳥獣による農作物の被害を抑えるため、有害鳥獣の駆除を実施。田辺高校との連携により、ICT機器を用いた捕獲オリの活用による作業の効率化推進	農政課

## ■5 商工業の担い手の支援・育成と経営支援の強化

主要事業	事業概要	担当所属
市民・企業連携推進事業 【重点 III-6】	高校生・大学生などをはじめ、広く市民に企業の取組みや魅力を発信する機会を創出することで、企業に対する理解や関心を高め、地域における人材サイクルを構築し、商工業の担い手確保を支援	産業振興課
商工団体等支援事業	小規模事業者を支援する商工会を支援、商工業活力創出支援事業により、市内事業者の活性化を推進	産業振興課
中小企業融資保証料・利子補給事業	中小企業者の経営の安定化のため、中小企業融資保証料・利子補給などで資金調達の負担を軽減	産業振興課

## ■6 商業施設などが集積した便利で魅力ある空間形成

主要事業	事業概要	担当所属
田辺北地区新市街地整備促進事業(再掲) 【重点 III-4】	組合施行の土地区画整理事業を促進し、商業、業務、文化、行政サービスなどの多種多様な都市機能が集積した新市街地を形成。ウォーターブルなまちづくりを推進、無電柱化などを検討	都市みらい室／建設政策推進室
新田辺東地区まちづくり促進事業(再掲)	駅前広場や安全・安心な歩行空間の整備及び商業施設などの活性化による生活利便性の高い市街地整備の促進	都市みらい室
まちなかにぎわい創出事業 【重点 III-4】	駅前空間など、人が集まる場所を活用した市街地での滞在時間の増加に向けた取組みによるにぎわいの創出	産業振興課

## ■7 観光資源の開発と広域的な観光施策の推進

主要事業	事業概要	担当所属
観光推進事業 【重点 II-2】	市民とともに「ひとやすみ」できるまちを目指し、観光協会や案内所の運営支援、地域資源の活用などを通じて、豊かな自然、歴史、文化の魅力を広く伝え、関係人口*を増加、観光消費を拡大	産業振興課
広域観光事業	お茶の京都DMO*等との連携による広域的な観光施策の推進	産業振興課
自転車を活用した地域づくり推進事業(再掲)	国際自転車ロードレース「TOJ京都ステージ」の開催などを通じて、日常的に自転車を楽しめる取組みや、サイクリストを呼び込む取組みを推進	文化・スポーツ振興課

\*関係人口：移住や観光以外の方法で、特定の地域やその地域の人々と多様に関わる人々を指す言葉。

\*お茶の京都DMO：観光地域づくりの総合プロデューサーとして地域のネットワーク強化と活性化を図る(一社)京都山城地域振興社の通称。

## ■8 産学連携による新事業の創出

主要事業	事業概要	担当所属
産業創出事業	同志社大学連携型起業家育成施設「D-egg」入居者への支援とデジタル加工機器などの共同利用施設の運営により快適な事業環境を創造、技術人材を育成、産学連携による新たな事業を創出	産業振興課

## ■9 利便性を生かした企業立地の促進

主要事業	事業概要	担当所属
産業基盤整備事業 【重点 III-6】	新名神高速道路全線開通を見据え、市の北部・中部・南部において、工業地域の拡大を促進するなど、基盤整備を進めるとともに、京都府等と連携した企業誘致を促進し、自主財源の確保と雇用を創出。事業環境の整備を推進	産業振興課／建設政策推進室
学研都市建設等促進事業 (再掲) 【重点 III-6】	関西文化学術研究都市の建設を進めるため、南田辺西地区において、関係機関と連携し、フードテックを核とした整備を促進、他市町と連携したまちづくりを推進	企画調整室

### 関連計画

- ・京田辺市産業振興ビジョン
- ・京田辺市都市計画マスタープラン



覆下茶園



南田辺西地区(イメージ)

〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】



## 〈6〉 まちづくりプランの推進のために 【市民協働・行財政運営】

- 1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動
- 2 交流・連携
- 3 行財政運営・DX

## 1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動



### 現状と課題

- ・SNSなどを活用した広報広聴と情報発信の充実が求められています。また、市民のまちづくりへの意識やシビックプライド\*の向上、関係人口・交流人口増加につながる市の施策やまちの魅力の積極的な発信が必要です。
- ・情報公開制度が浸透し、年間40～80件の開示請求が行われています。今後も適正な文書管理や情報開示を推進するとともに、個人情報保護の徹底が必要です。
- ・複雑多様化する市民ニーズへの的確に対応するため、今後も市民参画・協働を推進します。また、コロナ禍を経て人のつながりが希薄化するなかで、区・自治会などをはじめとしたコミュニティ組織や市民活動団体、学生団体の活動に対する支援とともに、活動拠点の充実が求められています。

### 基本方針

- ・SNSなど多様なコミュニケーションツールを活用して広報広聴機能の充実とまちの魅力発信に努めます。
- ・適正な文書管理や情報開示により開かれた市政を推進するとともに、個人情報保護の厳格な運用に取り組みます。
- ・区・自治会やまちづくり協議会など、市民による主体的なまちづくりを支援し、市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。また、市民活動団体やコミュニティ組織などが持続して発展するための活動拠点の充実を進めます。



南部まちづくりセンター「ミライロ」



市長と市民が対話する  
「市民みらいミーティング」

\*シビックプライド：都市に対する市民の誇りを表現する言葉であり、都市をより良い場所にするために関わっているという当事者意識に基づく自負心のこと。

## 施策展開

### ■1 広報広聴の充実とシティープロモーションの推進

主要事業	事業概要	担当所属
広報広聴事業	SNSや広報紙、ホームページなど多様な媒体を活用した情報提供と意見収集。出前講座や市長と市民の直接対話による広聴活動	秘書広報課
行政×市民で発信！事業 【重点+1-1】	景観や自然、歴史、文化、食など、地元にある様々なまちの魅力を市民と協働で発信	秘書広報課

### ■2 開かれた市政の推進

主要事業	事業概要	担当所属
情報公開・個人情報保護事務	適正な文書管理により市民などに市政に関する「知る権利」を保障し、市政運営の透明化と公開性の向上を図り、市の諸活動に対する説明責任を果たすとともに、厳格な運用のもとで市が保有する個人情報の保護及び自己の個人情報の開示などを保障	総務室

### ■3 市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化

主要事業	事業概要	担当所属
市民協働推進事業 【重点 II-1】	政策形成過程への市民参画の推進。市民の主体的な地域課題解決に向けた「区・自治会」や「まちづくり協議会」の支援。講座の開設や情報交換の場を提供し、まちづくりを担う団体や人材を育成	市民参画課
地域力創造事業 【重点 II-1】	南部まちづくりセンター「ミライロ」において、市民の主体的な参画による施設運営のもとに、地域住民の交流や市民活動を促進。市民活動の相談窓口を設置し、市民協働を推進。全市的な展開の検討	市民参画課

### ■4 活動拠点の充実

主要事業	事業概要	担当所属
住民センター管理運営事業 (再掲)	市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進のため、北部・中部住民センターを管理運営	市民参画課
文化施設整備事業(再掲) 【重点 II-2】	文化活動の拠点となる新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニケーション関連などの機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進	都市みらい室／文化・スポーツ振興課／社会教育課
分館公民館維持管理事業 (再掲)	分館公民館の新築、改築などを行う場合、費用の一部を負担。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実	社会教育課

## 2 交流・連携



### 現状と課題

- ・同志社大学等との「連携協力に関する協定」に基づき、同志社大学サイエンスアカデミー、同志社女子大学音楽学科によるアウトリーチ活動など、幅広い分野での連携・協力を進めています。また、田辺高校や京都府立大学とも連携を進めており、今後も大学のあるまちとして、協定締結大学などと多様な連携・交流を展開していきます。
- ・市税徴収や社会保険、ごみ処理の分野などにおいて広域行政を進めるとともに、防災、観光、文化などの分野において都市間交流を進めています。今後も他自治体や機関などとの連携による事業の効率化が必要です。

### 基本方針

- ・地域と大学をつなぐ機関である市大学連携ディスカバリーベース\*をハブとして、協定締結大学などの多様な連携・交流を展開するとともに、教員・学生が地域をフィールドとして活発に活動し、「大学のあるまち」として都市の価値（ブランド力）を高めます。
- ・広域的な課題解決のほか、本市の強みや環境をさらにいかし、必要な分野において関係自治体との連携を推進します。



大学と教育現場の連携

\*市大学連携ディスカバリーベース：地域課題を解決するため、豊富な知識・人材などを有する大学との連携を推進する機関。

## 施策展開

### ■1 大学などとの交流・連携推進

主要事業	事業概要	担当所属
地学連携推進事業 【重点 II-3】	協定締結大学などが有する特徴を生かした事業を開。大学連携ディスカバリー・ベースをハブとして大学の教員や学生が行う市内での活動を円滑化、大学の有する豊富な知識、技術、人材を学校の教育現場や地域において活用	市民参画課
学研都市建設等促進事業 (再掲) 【重点 III-6】	関西文化学術研究都市の建設を進めるため、南田辺西地区において、関係機関と連携し、フードテックを核とした整備を促進。他市町と連携したまちづくりを推進	企画調整室

### ■2 広域行政・都市間交流などの推進

主要事業	事業概要	担当所属
広域行政推進事業	京都府地方税機構、京都府後期高齢者医療広域連合、枚方京田辺環境施設組合等による広域行政の推進	市民政策推進室／経済環境政策推進室
都市間交流等推進事業	災害時相互応援協定の取組みをはじめ、防災、観光などの分野における関係都市との交流を推進	市民参画課／安心まちづくり室／産業振興課／企画調整室



同志社大学サイエンスアカデミー

### 3 行財政運営・DX



#### 現状と課題

- ・デジタル化の急速な進展のなかで、情報システムの適正管理やデジタル技術の活用などによる業務の効率化と市民の利便性の向上が必要です。
- ・人材育成基本方針に基づき人事評価や職員研修を実施するなど、職員の人材育成を進めてきました。今後も人材の育成や確保に向けた取組みが必要です。
- ・行政改革実行計画に基づき、長期的な財政見通しを踏まえた持続可能な行財政運営などの取組みを進めてきました。今後も限られた資源の効率的な運用や自主財源の確保による行財政運営の持続可能性の向上が求められています。
- ・公共施設の老朽化が進み、施設の維持管理、建て替え、長寿命化などの費用が増大していることから、公共施設マネジメントの取組みが必要となっています。

#### 基本方針

- ・デジタル技術などの利活用による業務効率化と市民の利便性向上に取り組みます。
- ・職員の資質向上や能力開発・意識改革を図り、職員研修を通じて人材育成に取り組みます。また、人材確保・定着などのため、働き方改革を推進します。
- ・新たな行政改革大綱に基づき行財政両面での持続可能性を確保し、多様な主体との協働やデジタル技術の活用を積極的に進め、限られた行政資源(財源・人員など)を最大限に生かして、質の高い行政サービスの提供を実現します。
- ・総合的な公共施設マネジメントを推進し、PPP・PFIなど民間の活力やノウハウを活用した取組みを進めます。

#### 施策展開

##### ■1 効率的・効果的な行政運営の推進

主要事業	事業概要	担当所属
DX推進事業 【重点+1-2】	DX推進計画に基づき、デジタル技術やマイナンバーカード等の利活用による行政事務の効率化、デジタル社会にふさわしい行政サービスへの変革	デジタル情報課
第4次総合計画まちづくりプランレビュー 【重点+1-3】	限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、まちづくりプランレビューやPDCAサイクルに基づく事務事業評価を実施し、重点プロジェクト等の実効性のある進捗管理を推進	企画調整室

## ■2 職員の人材育成・確保

主要事業	事業概要	担当所属
人事評価事業	人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上や意識改革のため、人事評価を実施。評価結果を人材育成に活用するとともに、給与処遇などへ反映	職員課
職員研修事業	人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発や意識改革のため、毎年度、職員研修基本方針を定め、職場研修のほか、Web研修などの自主研修や職場外研修、自己啓発を支援	職員課
働き方改革推進事業 【重点+1-2】	テレワークの活用などの働き方改革を推進、ワーク・ライフ・バランスの向上、人材を確保	職員課

## ■3 持続可能な財政運営の推進

主要事業	事業概要	担当所属
行政改革推進事業 【重点+1-3】	行政改革大綱に基づき、多様な主体との協働・パートナーシップ構築、デジタル技術の活用と人材育成による行政運営の質の向上、持続可能な財政構造の構築に向けた取組みを推進	企画調整室
ふるさと納税推進事業	返礼品の拡充や寄附ポータルサイトの追加などにより寄附金の増収を図り、財源を確保	財政課
企業版ふるさと納税推進事業	企業への提案活動などにより寄附の増収を図り、財源を確保	企画調整室
賦課徴収事業	市民税や固定資産税等の市税について適正な課税を行うとともに、納税者が納付しやすい環境を整え、利便性と納付率を向上	税務課

## ■4 公共施設マネジメントの推進

主要事業	事業概要	担当所属
公共施設マネジメント推進事業 【重点+1-3】	公共施設などの総合的かつ計画的な管理の推進、PPP・PFIなどの民間活力導入に向けた検討	企画調整室

### 関連計画

- ・京田辺市DX推進計画
- ・京田辺市人材育成基本方針
- ・京田辺市行政改革大綱（京田辺市行政改革実行計画）
- ・京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・京田辺市公共施設等総合管理計画



# 資料編

## 1 第4次京田辺市総合計画基本構想

令和元年(2019年)12月3日議決

## 2 第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン策定について

- (1) 策定体制
- (2) 策定経過
- (3) 諒問書
- (4) 答申書
- (5) 総合計画審議会審議経過
- (6) 京田辺市総合計画審議会委員名簿
- (7) ワークショップの結果
  - ①中期まちづくりプラン市民ワークショップ
  - ②中期まちづくりプラン中学生ワークショップ
- (8) 研修の結果
- (9) 関係条例・規則
  - ①京田辺市総合計画条例
  - ②京田辺市総合計画審議会規則

# 1 第4次京田辺市総合計画基本構想

令和元年(2019年)12月3日議決

## 第1 目指すまちの姿

### 1 理念

本市は、まちづくりの理念として、市民憲章を制定しており、第4次総合計画においても、その理念を踏襲するものとします。

#### 京田辺市市民憲章

わたくしたちは、未来に向かって、明るく住みよい緑豊かなまちづくりを進めていくために、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、自然環境をまもり、美しいまちづくりを進めます。

わたくしたちは、産業と生活をはぐくみ、快適な田園都市をめざします。

わたくしたちは、心のふれあう、健康で明るい福祉のまちを築きます。

わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、心豊かな人づくりに努めます。

わたくしたちは、世界と手をつなぎ、力を合わせて平和なまちをつくります。

(昭和41年10月1日制定)

## 2 都市像

本市は、昭和59年(1984年)に策定した「田辺町総合計画」で将来像を「緑豊かで健康な文化田園都市」に設定し、以後30年以上にわたり、一貫してこの都市像を目指したまちづくりを進めてきました。

第4次総合計画においても、引き続き、この都市像を目指して、美しい品格のあるまちづくりを進めていきます。

### 緑豊かで健康な文化田園都市

#### 〈都市像のイメージ〉

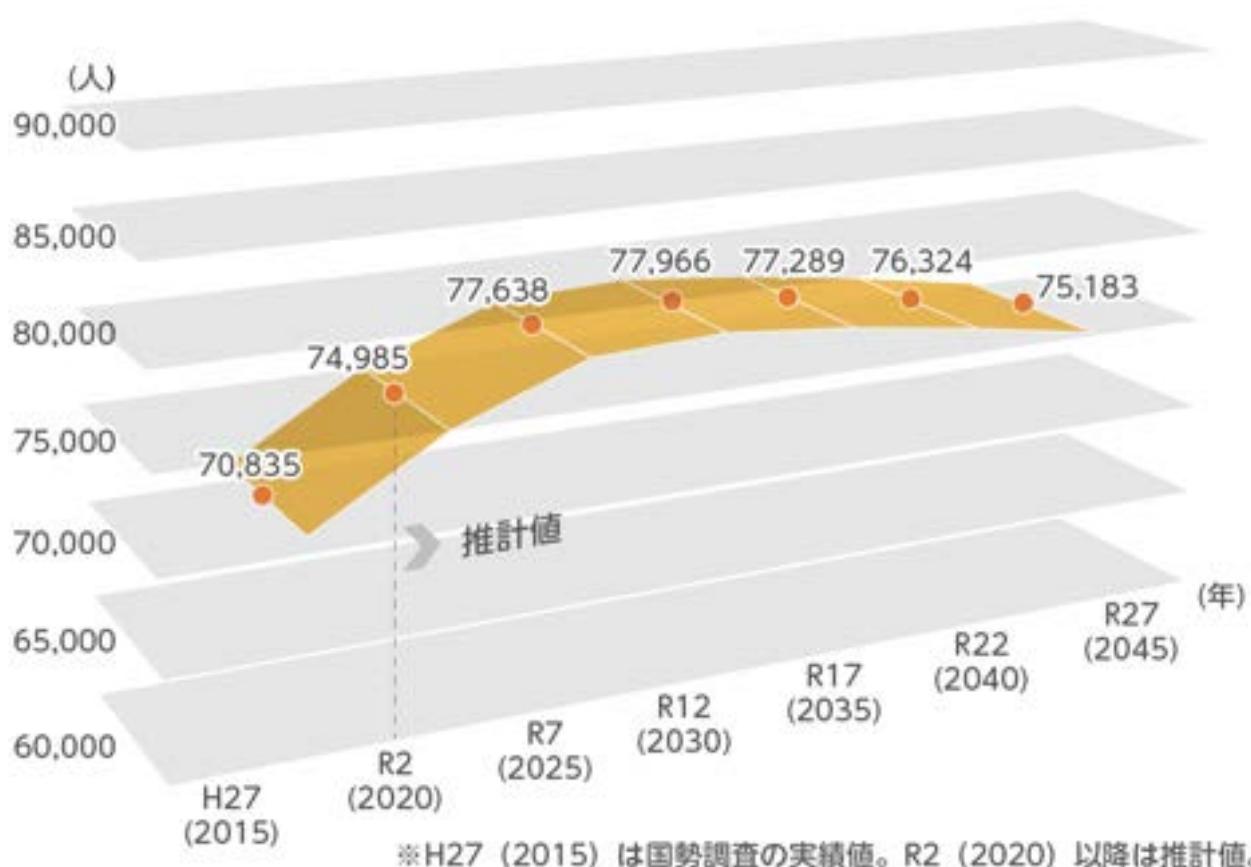
- 甘南備山や木津川の豊かな自然と田園風景に囲まれ、四季の移ろいを感じながら、子どもから高齢者まで、だれもがいきいきと健康に暮らしているまち。
- 京田辺の歴史文化や、関西文化学術研究都市から創造される新たな文化に触れながら暮らしているまち。
- 大阪市や京都市などの大都市と鉄道や高速道路で便利に結ばれ、農業や工業、商業などの産業が活気にあふれ、だれもが充実したワーク・ライフ・バランスを確立して暮らしているまち。

## 第2 将来人口

本市は、第3次総合計画において、人口フレームを80,000人としたまちづくりを進めてきました。

本計画の策定にあたり人口推計を行った結果、全国的に人口減少が進むなか、本市では、利便性の高さや子育て支援の充実などにより、市北部や南部で計画的に進められる住宅開発地などへ子育て世代を中心に転入が続き、今後も10年程度は人口が増加し、令和12年(2030年)に約78,000人になると推計されます。

この推計結果を踏まえ、本計画期間(R2~R13)においても、人口フレーム80,000人のまちづくりを進めていくこととします。

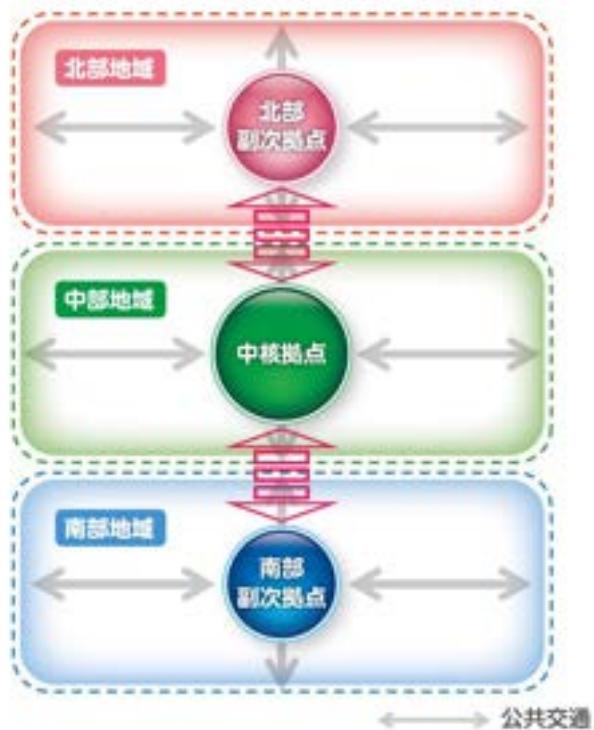


【将来人口推計結果】

## 第3 将来都市構造

### 1 都市構造の考え方

- ・都市像を実現する上で都市構造はその基礎となるものです。また、土地は限られた貴重な資源であり、将来に引き継ぐべき大切な資産であることから、第3次総合計画における都市構造の考え方を継承し、長期的な展望のもとに計画的な土地利用を進めます。
- ・本市の貴重な資源である丹南備山系などの自然や優良な農地の保全を図りながら、北部、中部、南部の3つの拠点による利便性の高いコンパクトな都市構造を形成するとともに、高速道路網を生かして工業・流通拠点の充実を図るなど、自然環境、人々の暮らし、都市機能が調和した土地利用を目指します。
- ・さらに、新名神高速道路の全線開通や将来的な北陸新幹線の新駅設置を見据え、人との大きな流れを呼び込むための取組みを進め、広域的な結節点としての発展を図ります。



【都市構造の考え方】

## 2 都市構造

都市構造は、以下のゾーン、拠点、軸の3つの要素で構成します。

### ■ ゾーン

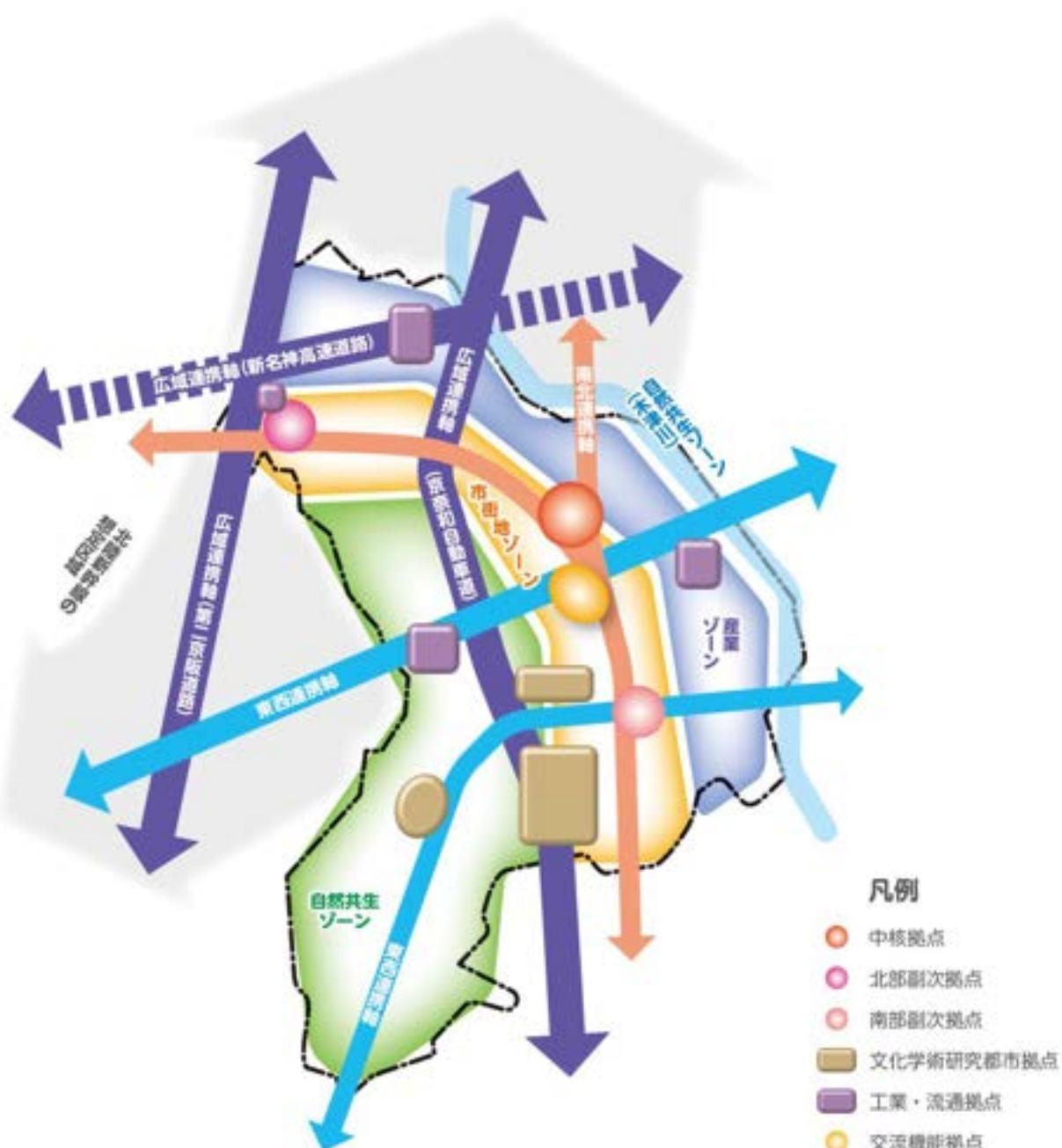
名 称	内 容
自然共生ゾーン	自然と共生した暮らしが営まれる地域の形成を図りつつ、自然環境や景観の保全の取組みを進めるとともに、健康づくり、レクリエーションを楽しめる空間づくりを進めます。
産業ゾーン	周辺環境や自然環境に配慮しながら、農地と工業地をバランス良く配置し、自然と産業が調和した土地利用を図ります。
市街地ゾーン	周辺の自然との調和や市街地内における自然の確保、ゆとりと魅力のある都市環境を形成し、住宅地や商業・業務地などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図ります。 ゾーン内では、北部、中部、南部の各地域の拠点を中心とした都市構造を形成し、3つの拠点間は公共交通などを活用して連携するとともに、住宅地から各地域内の拠点へのアクセスの向上を図ることで、コンパクト+ネットワークの利便性の高い都市構造を目指します。

### ■ 拠点

名 称	内 容
中核拠点	近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺については、本市の中核的な拠点として、市の玄関口にふさわしい景観を形成し、広域的な観点に立った商業・業務・サービス機能や行政サービス・文化拠点機能などの集積と都市基盤の整備・充実を図ります。
北部副次拠点	JR松井山手駅周辺については、本市の副次的な拠点として、統一感のある魅力的な景観を形成し、市北部地域の市民生活を支える商業・業務・サービス機能などの集積を図ります。
南部副次拠点	近鉄三山木駅及びJR三山木駅周辺については、本市の副次的な拠点として、また関西文化学術研究都市の北の玄関口にふさわしい景観を形成し、市南部地域の市民生活を支える商業・業務・サービス機能などの集積を図ります。
文化学術研究 都市拠点	関西文化学術研究都市にふさわしい景観を形成し、ゆとりのある住宅地、文化学術研究施設と自然環境が融合した土地利用を図ります。 今後、南田辺西・東地区において、基盤整備が進むこと見込まれることから、同地区における文化学術研究施設の立地を促進します。
工業・流通拠点	京田辺松井IC工業地区、大住工業地区、田辺西工業地区、草内工業地区を工業・流通拠点とします。 広域幹線道路網の整備による利便性と北陸新幹線新駅設置のインパクトを生かし、周辺の自然や農地、集落などと調和した工業・流通機能の拡充を図りながら、集積を促進します。
交流機能拠点	京田辺市役所を核として、公共公益施設が集積する地区を交流機能拠点とします。 市域のほぼ中央部に位置する立地条件と山手幹線や国道307号などの交通機能を生かして、市民が集い、憩い、交流する場として機能の充実を図ります。

## ■ 軸

名 称	内 容
広域連携軸	第二京阪道路、京奈和自動車道と新名神高速道路を広域連携軸に位置づけ、京都、大阪、奈良、名古屋などの主要な都市との連携を促進します。
南北連携軸	近鉄及びJRの各鉄道、山手幹線を南北連携軸に位置づけ、北部、中部、南部の地域間の交流を支えるとともに、周辺地域(鉄道においては周辺地域と主要な都市)との連携を促進します。
東西連携軸	国道307号、主要地方道生駒井手線を東西連携軸に位置づけ、市内の東西間の交流を支えるとともに、周辺地域との連携を促進します。



※北陸新幹線の想定区域はR2年(2020年)3月時点のものです。  
【都市構造図】

### 3 地域別のまちづくりの方向性

北部、中部、南部の地域別まちづくりの方向性を以下に示します。

#### ■ 地域

地 域	将来のまちづくりの方向性
北部地域	JR松井山手駅周辺を北部地域の拠点とします。 農業集落と計画的に整備された住宅地が共生するとともに、本市の活性化に資する工業地を備えた、調和のとれた地域生活圏の形成を図ります。 新名神高速道路の開通による広域からのアクセス向上を生かし、産業立地を促進します。 北陸新幹線新駅設置を見据え、そのインパクトを市全体の活力に生かせるよう準備を進めます。
中部地域	近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺を中部地域の拠点とします。 中核拠点及び交流機能拠点においては、交通利便性を生かした商業、医療、公共サービス、文化拠点などの都市機能が集積するとともに、木津川沿いの豊かな農地、甘南備山や酬恩庵一休寺などのシンボル的な資源を生かし、交流を育む地域生活圏の形成を図ります。
南部地域	近鉄三山木駅及びJR三山木駅周辺を南部地域の拠点とします。 関西文化学術研究都市の一翼を担うにふさわしい良好な住宅地と同志社大学をはじめとする文化学術研究施設が立地するとともに、その北の玄関口にふさわしい魅力的な市街地と農業集落が調和した、表情豊かな地域生活圏の形成を図ります。



## 第4 目指すまちの実現に向けて

### 1 基本姿勢

本市は、今後も10年程度人口増加が見込まれることから、さらなる行政サービスの充実を進めるとともに、少子高齢化の進行や将来的な人口減少を見据え、複雑多様化する地域の課題を解決するため、次の基本姿勢に基づきまちづくりを推進します。

#### 都市像：緑豊かで健康な文化田園都市

##### 基本姿勢(1) 魅力発信・参画と人のつながりによるまちづくりの推進

- 市内外へまちの魅力を発信しイメージを高めることにより、まちへの誇りと愛着を育むとともに、様々な分野での交流を促進することで、まちの活性化に取り組みます。
- 市民、事業者、大学、区・自治会、NPO、各種団体などと行政が市民生活やまちづくりに関する情報を共有し、連携を深めることで、それぞれの役割と責任を果たしながら、参画と協働によるまちづくりを進めます。
- 「まちづくりは人づくり」を基本に、だれもが郷土愛をもって、まちづくりの主体的な担い手となり、人と人のつながりを育みながら、お互いに支え合うまちを目指します。
- 広域的な課題解決のほか、本市の強みをさらに生かしていくため、関係自治体との連携を強化することにより、効率的・効果的な施策の実施に取り組みます。

##### 基本姿勢(2) 持続可能な行財政運営の推進

- 複雑多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に提供するため、市民への説明責任を果たしながら、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルト\*」の視点をより一層重視し、限られた財源の有効活用や、公共施設マネジメントを推進するなど、持続可能な行財政運営に取り組みます。
- 事業者や大学などの民間活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進めます。
- 行政内部においては、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、チームワークを強化し、行政サービスの向上に取り組みます。

基本方向①  
〈安全・安心〉

基本方向②  
〈緑〉

基本方向③  
〈健康〉

基本方向④  
〈文化・教育〉

基本方向⑤  
〈田園都市〉

\*スクラップ・アンド・ビルト：社会潮流や市民ニーズに対応した新たな事業を実施するにあたって、効果や必要性が低くなった既存の事業を縮小・廃止するなど見直しを加えるという考え方。

## 2 基本方向

基本方向は、市民・中学生アンケートの結果などを踏まえ、最も関心の高い「安全・安心」と、都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、「緑」「健康」「文化・教育」「田園都市」の5つの柱に分けて示します。

### 1 安全で心安らぐ優しいまち〈安全・安心〉

- ・地震や風水害などの自然災害に対し、防災・減災体制の強化や治水対策を推進するなど、災害に強いまちを目指します。
- ・市民、行政、警察との連携のもと、交通安全対策の推進や地域防犯対策を充実するなど、交通事故や犯罪のないまちを目指します。
- ・性別や障がいのあるなし、国籍などにとらわれず、お互いの人権を認め合い、多様性を受け入れながら、だれもが平和に安心して暮らせるまちを目指します。

### 2 緑に包まれた美しいまち〈緑〉

- ・木津川や甘南備山、まちなかの緑など、自然を守り育て、市民が自然にふれ合う機会を充実するなど、自然と共生し、豊かな自然環境を次世代につなぐまちを目指します。
- ・ごみの減量化や省エネルギー、新エネルギーの推進により地球温暖化防止と循環型社会の実現に貢献するとともに、良好な都市景観の形成やまちの美化活動を促進するなど、環境に配慮した美しいまちを目指します。

### 3 いきいき健康で明るいまち〈健康〉

- ・市民が自ら健康づくりに取り組むとともに、支え合いによる地域の絆を育むなど、だれもがいつまでも健康で自分らしく生きられるまちを目指します。
- ・医療、介護、年金など、生活の基盤となる社会保障制度のもとに、安定した生活を営み安心して暮らせるまちを目指します。

### 4 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち〈文化・教育〉

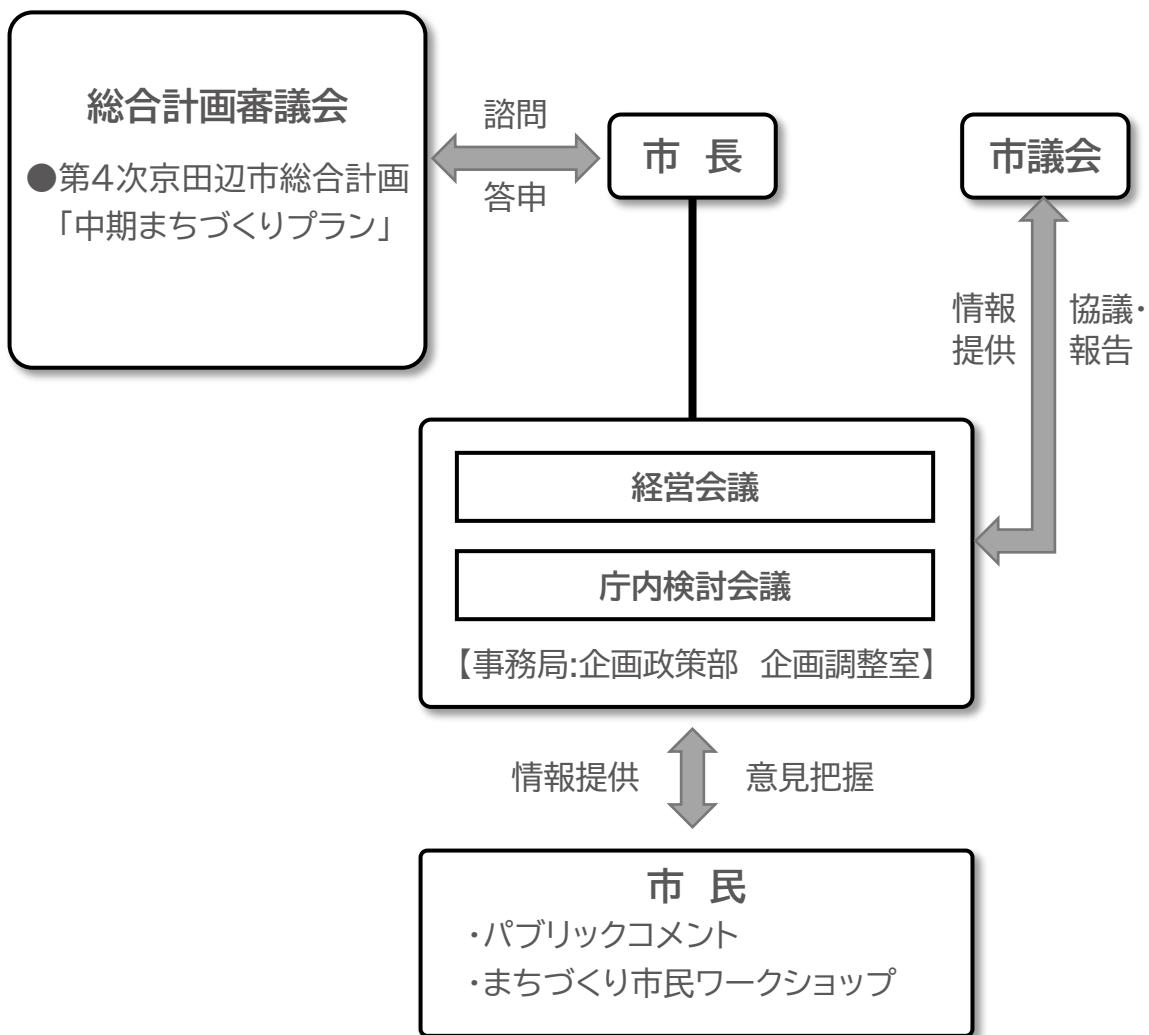
- ・子どもが生まれる前から子育てに寄り添い、仕事との両立を支援し、地域全体で子育てを支えるなど、安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもが健やかに成長するまちを目指します。
- ・確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。
- ・市民が文化に気軽にふれ、活動できる機会を充実するなど、京田辺らしい文化を創造し未来へ継承する、文化の薫るまちを目指します。
- ・市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。

### 5 活力にみちた便利で快適なまち〈田園都市〉

- ・自然と調和したコンパクトな都市構造と、道路網、鉄道網やバス路線のネットワークを充実するなど、だれもが便利に暮らせるまちを目指します。
- ・上下水道をはじめとした都市基盤の長寿命化など、将来にわたって、だれもが快適に暮らせるまちを目指します。
- ・地域の特性を生かして、農業、商業、工業、観光の活性化を図るとともに、各産業間の連携や企業立地を促進するなど、市民とのつながりのなかで、多様な働き方ができ、産業が持続的に発展するまちを目指します。

## 2 第4次京田辺市総合計画中期まちづくりプラン策定について

### (1) 策定体制



## (2) 策定経過

- 令和5年(2023年) 2月 ○経営会議  
3月 ○市議会総務常任委員協議会  
5月 ○庁内検討会議【第1回】  
○総合計画審議会【第1回】  
6月 ○職員向け研修会  
7月 ○まちづくり市民ワークショップ  
○庁内検討会議【第2回】  
○経営会議  
○庁内検討会議【第3回】  
○総合計画審議会【第2回】  
8月 ○まちづくり中学生ワークショップ  
9月 ○庁内検討会議【第4回】  
10月 ○職員向け研修会  
○経営会議  
○総合計画審議会【第3回】  
11月 ○庁内検討会議【第5回】  
12月 ○経営会議  
○市議会総務常任委員協議会  
○経営会議  
○総合計画審議会【第4回】  
○「第4次京田辺市総合計画 中期まちづくりプラン(案)」に係る  
パブリックコメントの実施(～翌1月)
- 令和6年(2024年) 1月 ○庁内検討会議【第6回】  
2月 ○総合計画審議会【第5回】  
3月 ○市議会総務常任委員協議会

### (3) 諒問書 (4) 答申書

京企第16号

令和5年(2023年)5月25日

京田辺市総合計画審議会 会長 様

京田辺市長 上村 様

第4次京田辺市総合計画「中期まちづくりプラン」の策定について  
(諮詢)

第4次京田辺市総合計画「中期まちづくりプラン」を策定するにあたり、京田辺市総合計画条例第6条の規定に基づき、下記の事項について諮詢します。

記

1. 詮問事項  
「中期まちづくりプラン」の策定
2. 詮問内容  
地方公共団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いているが、そうした中でも、当民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりや将来に向けた都市基盤の整備など、多種・多様な市民ニーズの変化への的確かつ計画的な対応が求められていることから、次世代を見据えた「中期まちづくりプラン」の策定に向けた調査審議を求めます。

令和6年(2024年)2月14日

京田辺市長  
上村 晴 様

京田辺市総合計画審議会  
会長 寺口 実一

第4次京田辺市総合計画「中期まちづくりプラン」の策定について(答申)

令和5年5月25日付け京企第16号で諮詢のありました上記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

## (5) 総合計画審議会審議経過

第1回	令和5年(2023年) 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長・副会長の選出</li> <li>○諮問</li> <li>○第4次京田辺市総合計画「中期まちづくりプラン」について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中期まちづくりプラン」策定方針について</li> <li>・第4次京田辺市総合計画基本構想について</li> <li>・社会潮流と本市が抱える主な課題について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> </ul>
第2回	令和5年(2023年) 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次総合計画「前期まちづくりプラン」について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点プロジェクト令和4年度の取組結果について</li> <li>・分野別計画の進捗状況について</li> </ul> </li> <li>○まちづくり市民ワークショップ開催の報告について</li> <li>○第4次総合計画「中期まちづくりプラン」重点プロジェクト(素案)について</li> </ul>
第3回	令和5年(2023年) 10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくり市民ワークショップ開催の報告について</li> <li>○第4次総合計画「中期まちづくりプラン」重点プロジェクト(素案)について</li> <li>○第4次総合計画「中期まちづくりプラン」分野別計画(素案)について</li> </ul>
第4回	令和5年(2023年) 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次総合計画「中期まちづくりプラン」(パブリックコメント案)について</li> </ul>
第5回	令和6年(2024年) 2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次総合計画「中期まちづくりプラン」のパブリックコメントの対応について</li> <li>○答申</li> </ul>

## (6) 京田辺市総合計画審議会委員名簿

	氏名	役職名等(委嘱時)	備考
会長	谷口 栄一	京都大学 名誉教授	
副会長	野田 遊	同志社大学 政策学部 教授	
	米田 泰子	京都ノートルダム女子大学 名誉教授	
	日下 菜穂子	同志社女子大学 現代社会学部 教授	
	青木 二三代	京田辺市社会福祉協議会	
	青木 和仁	京都銀行田辺支店 支店長	第1回
	塩谷 明大	京都銀行田辺支店 支店長	第2回から
	松本 竜也	都市再生機構西日本支社 アセット活用部長	
	川嶋 一生	京田辺市農業振興協議会 会長	
	山際 雅詩	京田辺市文化協会 理事長	
	坂本 泰啓	京田辺市消防団 団長	
	岡崎 礼乃	松井ヶ丘保育園 園長	
	鈴木 俊寛	京田辺市商工会 会長	
	田宮 正康	京田辺市観光協会 理事長	
	寺西 章郎	京田辺市区・自治会長連絡協議会 会長	
	渋谷 スミ子	京田辺市老人クラブ連合会 副会長	
	畠山 智子	京田辺子育て支援者ネットワーク「おててつないで」代表	
	高橋 幸子	京田辺市食生活改善推進員協議会 会長	第3回まで
	梨木 珠姫	京田辺市食生活改善推進員協議会 会長	第4回から
	井上 晃志	京田辺市スポーツ協会 会長	
	村田 伸治	薪甘南備山保存会 代表理事	
	眞部 祐子	ワードローブリフレッシュ 代表	
	箱田 有紀	同志社大学 学生	
	和田 朋	同志社女子大学 学生	
	大崎 智之	公募市民	
	梅澤 宗平	公募市民	

(順不同、敬称略)

## (7) ワークショップの結果

中期まちづくりプランの策定にあたり、まちの課題について市民とともに考え、それぞれが主体的に取り組むきっかけとするため、ワークショップを計3回開催しました。

### 1)まちづくり市民ワークショップ

#### ■子育て支援

日時等	令和5年(2023年)7月8日 9:00~12:00 中央公民館
参加者	市民:市内育児サークルなどの参加者 12名 市職員:輝くこども未来室、健康福祉部、教育部担当職員など 10名
概 要	テーマ:「京田辺の子育て支援」を盛り上げよう ①子育て環境の充実(こんなのがあったら喜ばれそう！) 京田辺の子育て環境をさらに充実させるための具体的な施策展開のアイデアを収集する。 ②児童福祉週間事業の充実 児童福祉週間等でのイベントをさらに充実させるため、子育て世代などの市民からのアイデアを収集する。



#### ○ワークショップの成果

##### ①子育て環境の充実（こんなのがあったら喜ばれそう！）

保護者への支援策としては家事支援サービスの開始や相談窓口の設置、利用手続きのデジタル化など、保育サービスの充実策としては一時保育や病児保育の充実、ファミリー・サポート・センターの改善、夏季休暇限定の学童保育の実施などの意見がありました。

一方で、子どもが過ごす場所については、遊び場や下校後の居場所のほか、小中高生の宿題や自習ができる場所の確保、施設利用の時間帯の拡大などの意見がありました。そのほかに、こもりがちになる子どもへの支援や、利用世代を限定しない場所の確保という意見もありました。

##### ②児童福祉週間事業の充実

イベントの内容については、スポーツ体験、自然の活用、子どもの才能の発掘、歩行者天国、性教育といった多様なアイデアがありました。また、イベントの対象者に関連して、誰でも参加できる多世代イベントや母親同士の交流会などに関する意見もありました。

実行体制について、大学サークルなどとの連携や企業とのタイアップ、子どもが主体となって作るイベントといった提案がありました。

## ○市長との対話

子育て支援サービスを利用する際の手続きの簡素化や切れ目ない子育て支援の必要性に加え、第3子の子育てに対する支援の有効性についての説明がありました。また、子どもの夏休みの過ごし方や、ミライ口ができたことで多世代がつながれる場所の有効性が認識されたことの話もありました。

### ■手続きの簡素化

参加者：手続きが煩雑で、子どもを連れて役所に行くのが大変。

市 長：子育て世代はDXとの親和性が最も高い世代でもあり、手続きのデジタル化を少しづつ進めている。着実に進めていきたいと思っているので、ご意見いただきたい。

### ■切れ目のない子育て：妊娠期の保健師の訪問機会の活用

市 長：切れ目のない子育て支援として、妊娠期の保健師の訪問機会を相談の場の一つにしたい。妊娠されて届出をされたときから保健師が関わっており、8か月目には訪問するようになっている。相談の良い機会であり、整備していきたい。

### ■第3子の子育てに対しての施策が有効とみられるが、出産へのハードルが高い

参加者：今の子育てが大変で、もう1人という気持ちになれない。

市 長：第3子の子育てへの支援を徹底的に行なうことが効果的なのではないか。知恵を絞りながら頑張っていきたいと思う。

### ■夏休み期間の子どもの過ごす場所

参加者：放課後や夏休み期間に子どもが安心していられる場所がほしい。

市 長：私の子どもも相当苦労した。日本でも海外のサマーキャンプのようなことが出来ないかと思う。自然豊かなまちなので、できることもあるのではないかと思った。

### ■多世代がつながれる場所が欲しい

参加者：子どもから高齢者まで、様々な世代がつながれる場所が欲しい。

市 長：ミライ口で活動された方の中には、もっと他の地域にも展開できるのではと考えておられる方もいる。行政としては、今まででは高齢者は高齢者向け、子どもは子ども向けの施設、と区分けた施設を建て、その利用率を評価基準としていたが、ミライ口を設置したところ、集まってきて何か化学反応が起こり、地域の中で動きだす人が増えてきている。会議室の利用だけではなく、一階で放課後にみんなで宿題を教えあったり、寝転がるところにママさんもいたりしていて、ミライ口でつながれることがわかった。従来の方法から発想を転換するきっかけになっている。市民の方が主体的に関わることが増え、「私たちもこれができるから、行政も何ができるか」という話になってくると思う。みなさんと一緒に作り上げていきたい。



## ■文化・芸術

日時等	令和5年(2023年)7月8日 13:00~16:00 京田辺市役所
参加者	市民:美術公募展の参加者、各種教室主催者・参加者など 5名 市職員:市民部・企画政策部職員など 6名
概 要	テーマ：みんなで育てる文化芸術のまち 市民の文化・芸術活動をいかしてまちの魅力を高めるアイデアや、市民の絆づくりにつながるアイデアを収集するとともに、市民主体の活動を展開するために必要な環境整備(複合型公共施設へ求める機能)や支援策などについての意見を収集する。

### ○ワークショッピングの成果

「文化・芸術でまちの魅力を高める」といったときの「文化・芸術」のイメージは、地域に根差した市民バンドがあることから、京田辺と言えば「吹奏楽のまち」になるとまとめられました。

また、「絆づくりにつながる文化・芸術活動」のイメージとしては、書道で郷土に愛着を持ったという若い参加者の体験談や、大住隼人舞の出前事業が文化やまちに親しみを持つ機会になっていることから、小・中学生が京田辺の歴史を学ぶことなどにより、「郷土に愛着を持ってもらう活動」ととりまとめました。

これら2つのイメージから、建設が予定される複合型公共施設に求める機能として、教室運営や他団体との協働をコーディネートする機能、活動時の相談機能があれば良いという意見がありました。さらに、事業や施設の運営は、関係する団体や個人が緩やかに連携した協議会が行うことが望ましいという意見もありました。

### ○副市長との対話

文化・芸術活動をしたい人が増えるために必要なことや、文化・芸術を通じ、まちの課題にどのようにアクションをするかといった話題について、具体的な活動のイメージが出され、いろんな文化団体と交流すること、そのための運営の仕方が大切であるという話になりました。

#### ■活動したい、する人が増えてほしいという市民の思いは、どう支援しコーディネートすべきか

副市長：困ったときに相談できる団体などの仕組みがないといけないと思う。様々な団体に話を聞くなかで、どういった仕組みがいいか議論していきたい。

#### ■文化・芸術を通じてまちの課題にどうアクションするかという話題が出て、書道を通じて地域に目を向けたエピソードはあったが、具体的に何か発信していけるか

副市長：産業や観光、福祉など、他分野との連携で大きな効果が出る、という側面もある。

参加者：私は大住シンフォニックバンドと知り合って移住した。市の課題がわかると、アプローチできるかもしれない。地域に根差した活動や地域への貢献は団の目的に合っている。

担当課：コーディネート機能による良い効果が伝わることで、団体のモチベーションも高まっていくと思う。

市職員：動機としては、課題解決よりも京田辺市に愛着を持っていただいた上で文化芸術を広めることの方が良く、そこは行政の役割であり、コーディネートしていく部分だと思う。

参加者：結果的に課題解決につながるかもしれないという意識は持っているが、市の歴史や文化を背負っているわけではない。いろんな文化団体と交流することが良いと思う。

副市長：複合型公共施設では、協働や運営方法の設計が大切になってくる。様々な団体が連携出来れば良いと思う。



## 2)まちづくり中学生ワークショップ

### ■未来の「住みやすい京田辺」

日 時 等	令和5年(2023年)8月1日 10:00~12:00 京田辺市コミュニティホール
参 加 者	市民等:各市立中学校生徒(各校生徒会役員) 14名・大学生(総合計画審議会委員) 1名 市職員:企画政策部職員など 5名
概 要	<p>テーク : 未来の「住みやすい京田辺」について 本市の現状を分析し、「住み続けたい」「帰ってきたい」と思えるまちを考える。</p> <p>取組内容 : 京田辺ライフをPRしよう！ 「なりきり★理想の京田辺ライフ」 架空の人物になりきって、高校・大学・仕事・パートナーとの同居・子育て・老後の各ライフステージでの京田辺市での理想の暮らしをPRする。</p>

### ○ワークショップの成果

3つのグループがそれぞれ設定した架空の人物のキャラクターを踏まえた、理想の京田辺ライフが描かれました。本市の公園や施設、自然環境を舞台にした暮らしや、具体的な職業に就くことを想定した上の要望など、今後の京田辺市のまちづくりの参考になる意見が出されました。



## ○市長との対話

ワークショップの結果を踏まえ、中学生が思い描く京田辺ライフについての質問や、中学生による情報発信への考え方についての意見交換を行いました。また、現在のスポーツの練習環境について、中学生からの要望も出されました。

### ・京田辺の将来のイメージについて

市長：ビルがたくさんある都会のイメージか、今と同じような緑のあるまちのイメージか、どちらが良い？

生徒：緑が周りにあって暮らしやすい方が良い。

### ・集まれる場所について

生徒：学校と家以外で集まれる場所、宿題をしたりカフェで話したりという場所がほしい。

市長：ミライロの反応がいい。皆さんが大人になったときに積極的に関わってくれることで、ますます増やせるようになってくる。

### ・特産品について

市長：農業体験をやってみたいのなら、農家さんはウェルカム。積極的に学校に相談しながら体験できるような場面を作っていくたいと思う。

### ・魅力発信について

市長：SNS上で市の投稿をシェアしたり、自分で発信したりしても良いと思うか。

生徒：あまり思わない。

### ・スポーツの練習環境について

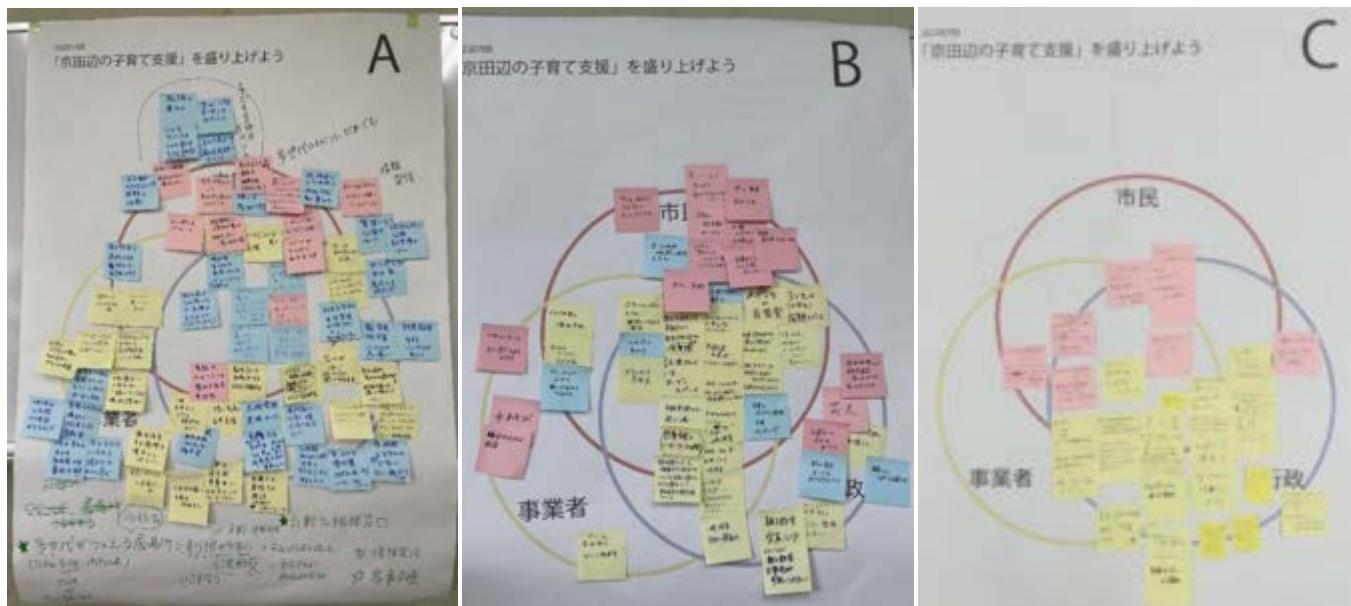
生徒：屋内施設の予約などが大変なので、気軽に練習できる公園がほしい。

生徒：体育館に冷房がほしい。

市長：断熱や風について研究しているということでご理解ください。



## 各ワークショップの成果（ワークシート）



市民ワークショップ（子育て支援）A班 市民ワークショップ（子育て支援）B班 市民ワークショップ（子育て支援）C班



市民ワークショップ（文化芸術のまち）



中学生ワークショップ（住みやすい京田辺）A班



中学生ワークショップ（住みやすい京田辺）B班



中学生ワークショップ（住みやすい京田辺）C班

## (8) 研修の結果

中期まちづくりプラン策定のための職員向け研修会を2回開催しました。

### ○第1回 地域子育て環境「見える化」庁内研修会

開 催 日	令和5年(2023年)6月30日
参 加 人 数	13人
講 師	(公財)中国地域創造研究センター総合研究リーダー／主席研究員 柴田 浩喜 氏
内 容	<p>重点プロジェクトの一つとして「子育て支援」へ取り組むにあたり、外部から専門家を招き、「地域子育て環境見える化ツール」による分析結果などを活用し、施策の実効性を高めるため実施しました。</p> <p>出生構造を表したレーダーチャートによる京田辺市の特徴から、第1子有配偶出生率が低い要因の仮説と検証の必要性が紹介されました。</p> <p>また、本市の理想の将来像の例として、20歳代の有配偶率が上昇(地元出身の若い女性がそのまま市内で暮らし続ける)し、さらに市内への転入者が30歳代に結婚・出産して希望どおり第2子を持てるイメージが紹介され、それを実現する取組みが少子化対策への地域からのアプローチに求められているとして、総合計画では「変化を遂げた未来」に対するアジェンダとコミットメントを書いていくことが必要だと指摘されました。</p> <p>その上で、子育て環境レーダーチャートを用いた、施策立案の手法を学びました。</p>

### ○第2回 SDGs 研修会

開 催 日	令和5年(2023年)10月3日
参 加 人 数	48人
講 師	(株)ふるサポ 執行役員営業企画部長・SDGs コンサルタント 河村 浩一 氏
内 容	<p>まちづくりプランの推進により「SDGs」(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成へ向けて取り組むなかで、SDGsに関する職員の理解を深めるため実施しました。</p> <p>本市と包括連携協定を締結した企業から講師を招き、座学とワークショップを通じてSDGsの視点を学びました。</p>

## (9) 関係条例・規則

### ①京田辺市総合計画条例

平成 30 年 3 月 28 日  
条例第 1 号

#### (目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及びまちづくりプランからなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念、施策展開の基本的な方向性及び目標を示すものをいう。
- (3) まちづくりプラン 基本構想に基づき、基本施策の体系及び施策を実現するための主要な事業を示すものをいう。

#### (総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

#### (市政運営の基本方針)

第4条 市は、市政の運営における事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

#### (位置付け等)

第5条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

#### (京田辺市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想及びまちづくりプランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、京田辺市総合計画審議会に諮問するものとする。

#### (議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

#### (京田辺市総合計画審議会)

第8条 第6条の規定による諮問に応じ、調査審議を行うため、京田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員24人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第6条に規定する諮問に対する答申の日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審議会に専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(京田辺市総合計画審議会設置条例の廃止)
- 2 京田辺市総合計画審議会設置条例(昭和 57 年京田辺市条例第5号)は、廃止する。

## ②京田辺市総合計画審議会規則

京田辺市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市総合計画条例(平成30年京田辺市条例第1号)第8条第6項の規定に基づき、京田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 専門部会(以下「部会」という。)に属する委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 前条の規定は、部会の会議の運営において準用する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# **第4次京田辺市総合計画**

## **中期まちづくりプラン**

---

令和6年(2024年)3月発行

**京田辺市 企画政策部 企画調整室**

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

電話：0774-63-1122（代表）

URL：<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>





京田辺市

KYOTANABE CITY 便利でええやん! 京田辺♪